

平成28年3月

中札内村議会定例会会議録

平成28年3月14日（月曜日）

◎出席議員（8名）

1番	北嶋信昭君	2番	森田匡彦君
3番	黒田和弘君	4番	中西千尋君
5番	男澤秋子君	6番	宮部修一君
7番	中井康雄君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 田村光義君 教育長 上松丈夫君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	阿部雅行君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	高島啓至君
産業課長	成沢雄治君	施設課長	大和田貢一君
総務課長補佐	紅露弘幸君	総務課長補佐	尾野悟里様
住民課参事	坂村暢一君	福祉課長補佐	高桑佐登美君
福祉課長	川尻年和君	産業課長補佐	中道真也君
保育園長			
施設課長補佐	里見晶君		

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 高桑浩君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長兼務 事務局次長 渡辺浩君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 長澤則明君 書記 林真悠君

◎議事日程

- | | | |
|------|--------|--------------------------------|
| 日程第1 | 議案第24号 | 中札内村乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第25号 | 中札内村定住促進条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第26号 | 平成28年度中札内村一般会計予算について |
| 日程第4 | 議案第27号 | 平成28年度中札内村国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第5 | 議案第28号 | 平成28年度中札内村介護保険特別会計予算について |
| 日程第6 | 議案第29号 | 平成28年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第7 | 議案第30号 | 平成28年度中札内村簡易水道事業特別会計予算について |
| 日程第8 | 議案第31号 | 平成28年度中札内村公共下水道事業特別会計予算について |

◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は8人です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きたいと思いを。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。
それから、黒田議員から事前に要求がありました資料につきましては、すでにお手元に配布されていると思っておりますので、お目通しをしておいていただきたいと思いを。

◎日程第1 議案第24号 中札内村乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第1、議案第24号、中札内村乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、これまで償還払いとしていた小学1年生から中学3年生までの医療費の助成について、新たに条例を制定し、受給者証交付による現物給付化をしようとするもので、十勝管内保険医療機関等窓口での医療費負担を軽減するとともに、申請手続きの簡素化により、住民サービスの向上を図ろうとするものであります。

なお、本条例の施行日は、償還払いから現物給付への変更について、医療機関等での2カ月程度の周知期間を設ける必要があるため6月1日施行としております。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます説明を終わります

○議長（高橋和雄君） 補足説明、山崎住民課長、お願いをいたします。

○住民課長（山崎恵司君） それでは補足して説明をさせていただきます。

黒ナンバー14番、議案関係資料24ページをお開きください。

中札内村乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の概要により説明をさせていただきますと思いを。

1点目の条例制定の目的ですが、これまで乳幼児等医療費特別給付金条例により、小学校に入学する前の未就学児に対する医療費を、現物給付の方法で。

児童医療費の助成に関する条例により、小学校1年生から中学校3年生までの医療費助成を償還払いの方法で助成を行ってまいりました。

今回、この二つの条例を廃止し、新規条例に一本化し、未就学児に対して行っている現物給付を6月から中学3年生まで拡大しようとするものであり、医療機関等窓口での負担軽減と、役場窓口での助成のための申請手続きの簡素化により、住民サービスの向上が図られます。

次に、2点目の現行条例と新規条例の医療費助成の仕組みの違いですが、小学校入学前の未就学児である乳幼児については、特にこれまでと変更はありません。

現在、受給者証を持っておられる方は、そのままその受給者証を使用させていただきます。

資料25ページ、小学1年生から中学3年生までの児童については、これまでの償還払いから受給者証交付による現物給付に変更になります。

なお、乳幼児及び児童ともに現物給付が可能なのは、十勝管内の保険医療機関や薬局などで受診した場合に限られ、管外で受診した場合には、これまでと同様、償還払いとなります。

また、受給者証、健康保険証などを提示しなかった場合についても同様であります。

次に、受給者証の交付手続きですが、乳幼児については、これまでと同様、出生や転入時に受給者証の交付申請を行っていただきます。

児童については、本条例の施行日が6月1日ですので、5月以前の診療分については、これまで通り償還払いとなり、6月以降の診療分から現物給付となります。

受給者証交付の申請手続きにつきましては、4月末までに該当者に対して申請書を送付し、5月末までに申請書の提出があった方に、受給者証を交付する予定としております。

次に、施行日ですが、十勝町村会及び十勝医師会などの関係団体へ制度改正の通知後、各医療機関等への周知に2カ月程度必要となることから、6月1日施行としたものであります。

資料の26ページから28ページには、本条例施行規則を参考資料として添付させていただいておりますので、参考にご覧いただきたいというふうに思います。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第24号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 利用者にとっては非常にありがたい制度で、もっと早く現物給付になればいいなというそんなことではないのかなというふうに思いますが、児童も乳幼児と同じ現物給付となった、恐らく経過というのかな、うちも早くから無料化しているから、町村が少ないからそれに当てはまらなかったのでしょうか、いまやかなりの町村が出てきたから、こういう恰好でイコールになったのかなという気もしないわけではないのですが、そこら辺の経過があるというふうに思いますので、その辺、説明していただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） やはり特に窓口で、毎年前月分までの領収書を添付して申請をしていただいて、その申請をいただいた当月末ぐらいまでには、大体その分の支払いをしているわけなのですが、金額をやっぱり見てみますと、やはり大きな金額がかかっているケースが実際あります。

6万、8万。

ということは一時的にせよ、本村の場合は無料化しておりますので、後で戻ってくるとはいえ、基本的にそれだけのお金を用意しないと、その場で払うことができないと。

支払い方法についてはいろいろあるのでしょうか、そういったことがやっぱりあって、窓口でもそういった要望が、乳幼児と同様に、何とか現物給付にできないかというお話も何件がいただいておりますので、そこで検討するに至ったわけです。

議員おっしゃられるように、他市町村の状況というのが、あまり表に出てきていないのです。

北海道が取りまとめているこの乳幼児及び児童医療の助成事業、これ北海道で取りまとめているものはあるのですが、それを見ただけでは、そこが現物給付か実際どこまでやっているかというのは実際には全然わからない。

統計表というか。

これは表に出ているのですけれども。

実際、これが本当にうちと同じように中学3年生まで拡大をして、小学校入っても現物給付でやっているかどうかというのは、これは該当調査も全部聞き取りをしないとちょっと無理だなと。

もう一つあるのは、このことにどうしても絡むのが、十勝医師会、帯広医師会、各医師会ですね。

そういったところが実際本村が受給者証を交付するに至って、その手続きを医療機関の方できちんとできるのかどうかというのも現実的には不安がありました。

そういうことも含めてありましたので、町村会と医師会等と協定を結んでいるというものを母体として、この医療給付事業をやっているということがわかっていますので、その具体的な詳細を検討する中で、ある程度、2カ月程度の通知期間を要せば、医療機関へその周知が回る。

ということであれば、制度改正の概要について、各団体に対して2カ月前までには送ることでは可能になるよと。

これは先行して現物給付をやっている町村の実態も聞き取りに動いて、そういったことがわかったので、今回、改正に至ったということでございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

ご質問ございませんか。

質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきたいと思います。

議案第24号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第24号、中札内村乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第25号 中札内村定住促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第2、議案第25号、中札内村定住促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標である、「住んでみたい、住んでよかったと思える移住定住の促進施策」の一つである、移住促進奨励金の拡充を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 補足説明、大和田施設課長、お願いします。

○施設課長（大和田貢一君） それでは補足説明を申し上げます。

黒ナンバー14番、議案関係資料をご用意いただき、最後のページ、29ページをお開き願います。

ただいま提案説明でありましたように、今回の条例改正は、中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略の移住促進奨励金の拡充を行おうとするものですが、新旧対照表、改訂前の第7条で、これまでの該当者は、世帯主または配偶者が40歳未満または中学生以下の子どもがいる者が、村内に移住するために住宅を新築または購入した場合、その住宅に住所を有する者に対し、奨励金を交付するとしておりましたが、改訂後は、住宅の新築または購入要件を移住するためのほか、移住してから5年以内を追加し、拡充するものです。

次に、これまでは、その住宅に居住される世帯は、移住されてくる方で構成されると想定し、住所を有する者に対し、奨励金を交付するとしておりましたが、移住後5年間のうちに、移住による転入者と村内在住者が世帯を構成するなどの場合も想定できますことから、移住するために、その住宅に住所を有した場合、その住宅を取得した者に対し、奨励金を交付すると改めるものです。

また、住宅の取得は、複数の共有名義で取得される例も多く、移住される、もしくはされた方が共有名義でも該当するよう緩和的措置を行うことと、移住者が主体的な住宅取得者であることの条件を明確にするため、共有で取得したときは、当該移住者の持ち分の合計が2分の1以上ある場合に限りという条件を追加しようとするものです。

附則ですが、条例は、平成28年4月1日から施行するものといたします。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第25号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） それでは1点質問させていただきます。

この奨励金の対象の拡充等のこの今回の改正内容について、特に問題だという意味での質疑ではないのですけれども、定住促進条例に絡んでちょっと質問させていただきます。

実は、この条例で、民間賃貸住宅の家賃助成について、その適用にならないという項目について、一戸建て住宅等に居住する者というのがあるのですけれども、実はこの理由が、私ちょっと十分理解できていなくて、現実に本村に3年ほど前に移住された60代の女性がいるのですが、その方の新築住宅、村内に建てられて住まわれていたのですけれども、経済的な理由で、実はその住宅を手放さなければいけなくなったと。

今もその住宅に住んでいるのですけれども、実は家賃を払いながら、その住宅に住んでいる。

年金生活でその家賃が大変重荷であるというような話をされている方がいらっしゃいま

す。

こういった方の救う手立てというのでしょうか、この条例の内容だとそういった方が救われない状況にあるのですけれども、この一戸建ての除外理由と、そういった方を何とか救う、救済する措置というのは講じられないものか、質問させていただきます。

○議長（高橋和雄君） 大和田施設課長。

○施設課長（大和田貢一君） この民間賃貸住宅の建設促進ということの始まりは、15年、20年前には、ほとんど民間賃貸住宅がなくて、公営住宅が、貸家の多分九十何パーセントも賄っているという時代があって、ただ、公営住宅にはいろいろと所得の制限もありますし、該当しない方は入れないということもあって、実際中札内に住みたくても、住むことができないというような状況もあったのですね。

その中で、公営住宅依存から民間賃貸住宅の建設を促進して、公営住宅の入居該当しない人も村に住めるように、民間活力を導入して整備を図っていこうということで、賃貸住宅の建設を促進するために、いろんな政策を講じてきております。

最初のスタートはめぐみ区の宅地分譲地の販売のときに、民間賃貸住宅の建設地という指定をして、そこは他の個人向け住宅の土地より安く販売をして、建てやすい環境をつかって、建設を促進していこうということでスタートして、それが、そのことだけではないと思うのですけれども、時代の流れも含めて、大変建設が短時間の間になされて、民間賃貸住宅の割合が増えたというそんな経過があったのだというふうに認識しています。

そういった観点から、そのときに戸建て所有者の住宅が、空いたからといって、それが即その目的に該当しているという判断なくて、こういった賃貸住宅の建設助成金というのは、あくまでも建てた住宅の入居率を上げて、適正な経営運営ができるように村も助成していこうということでの考えでスタートしておりますので、そういった政策的なところから、あくまでも賃貸住宅だけということでは絞られたのではないかなというそんな認識をしているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 実はそういった一戸建ての賃貸住宅に住まわれている方のケースというのは、それほど多くはないのかなと思うのですけれども、現実問題として中札内に住みたいということで、こちらに移住してくださった方が、今非常に経済的にもそういった大変な思いをされていると。

ということであるならば、この辺の条件の緩和もやはり今後、今後というか、できるだけ早急に検討して、またその条例の改正でしょうか、そういったことも進めていく必要があるのではないかとこのように考えるところですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 大和田施設課長。

○施設課長（大和田貢一君） 先ほど答弁で申し上げた通り、民間賃貸住宅の建設促進ということが当初の目標でありましたので、今おっしゃられるように、戸建ての賃貸住宅を建てるとするのは今までないと思うのですよね。

あくまでも持ち家で持った家を何らかの事情で手放す、住めなくなるという。

そういったときに売るなり貸すなりということの選択があると思うのですけれども、それに関しては、今まで検討した経過がありませんので、今私の方からすぐそれを拡充するという事は申し上げることはできませんので、今後の、提起いただいたことですので、研究というか、そのことも視野に入れて検討していくことはやぶさかではないかと思っておりますけれども、今ちょっと、この段階で私の方からそれを拡充するとかいうことは申し上げ

られませんので、もし補足があれば理事者からということをお願いしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○村長（火山敏光君） 前段に説明をさせていただいた通り、この制度をつくるときに、その誘導政策としてやらせていただいて、戸別については、持ち家政策ということで、例えば、固定資産税の奨励とか中札内スタイルとか、両方やっているわけですね。

そこから漏れたというのは、話としてはあると思うのですが、そこはあくまでも戸別の事情でございますので、そういう実態がわからないということではないのですが、そこまで広げていくと、これはちょっと、そもそもの論点が違うのかなと思いますので。

現実がどうかという話だけは、少しいろいろ状況とか調べてみたいと思いますけれども、今の段階で、これを全部対象にしていくという考え方は持ってございません。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） もともとこの条例の民間賃貸住宅の家賃補助ですか。

導入の当初の目的というのは理解したところです。

ただ、今現在、現状の住まわれている方、この支援受けられている方がどのような感想を持たれているかという、生活する上での非常に支援、応援になっているというような目的で、目的というか、そういった恩恵にあずかっているという感覚ではないかと思うのですね。

この家賃のその支援を受ける人、受益者にとっての感想ということです。

そして、要するに導入当初はそうであったと。

ただ、今はある意味そういったところ過ぎて、今は中札内に住むことの誘導策というのでしょうか、民間建設を活性化させるためではなくて、いわゆる定住の方ですね。

住民が中札内で住みやすい、家賃が安くなるから中札内に住んでみようとかというきっかけづくりというような主旨が強くなっているのではないかと思うのですね。

この、本当に非常にレアなケースかとは思いますが、その方からしてみると、なぜ自分は同じように、一戸建てではあるけれども、賃貸住宅に住んでいる。

そして生活も決して楽ではないのに、そういった支援が受けられないのかという大変な不公平感というか、そういった印象を持たれている。

これは一般的な見方としても、私が同じ立場でもやっぱり不公平な感じ、印象を受けるのではないかなというふうに思うのですね。

ただ、いろいろ範囲を広げることは難しいという実態もわかります。

なので、うまく政策的に、何かそういった、なかなかきちんと条例とかを、その法の中で守られないような人も、やっぱりしっかりきめ細かに守っていくというのも今後の村づくり、地方創生の時代においてはやっぱり大切になってくるのではないかなというふうに思います。

ぜひ、なかなか簡単ではないかもしれませんが、やはりそういった実態があるわけですから、そこは真摯に情報収集して、何らかの対応ができないかどうか、十分研究していただいたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 意見として処理させていただきたいというふうに思います。

そのほか質疑ございませんか。

よろしいですか。

そのほかに質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきます。

議案第25号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第25号、中札内村定住促進条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第26号 平成28年度中札内村一般会計予算について

◎日程第4 議案第27号 平成28年度中札内村国民健康保険特別会計予算について

◎日程第5 議案第28号 平成28年度中札内村介護保険特別会計予算について

◎日程第6 議案第29号 平成28年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第7 議案第30号 平成28年度中札内村簡易水道事業特別会計予算について

◎日程第8 議案第31号 平成28年度中札内村公共下水道事業特別会計予算について

○議長(高橋和雄君) この際、日程第3、議案第26号から、日程第8、議案第31号までの平成28年度中札内村各会計予算について、6件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

どれでは田村村長お願いを致します。

○村長(田村光義君) ただいま一括上提議題に供されました、平成28年度各会計予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

予算編成の基本的な考え方は、第6期まちづくり計画のテーマである「ずっと住み続けたいまちづくり」の実現のため、これまで行ってきた重点施策である子育て支援や定住促進施策をはじめ、まち・ひと・しごと総合戦略に基づく、産業・景観・観光・教育などのソフト事業、ハード事業を盛り込み、中札内村のブランドイメージを高めつつ、住んでみたいと選ばれることをめざし、健全財政を維持しながら、総計予算主義の原則に基づき編成いたしました。

一般会計は、平成27年当初予算との単純比較で対前年比19.4%の増で、45億280万円の規模とし、五つの特別会計を合わせた合計は、対前年比16.1%の増の57億9,710万円の予算総額に調整しています。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(高橋和雄君) それでは、それぞれの補足説明をお願いしたいと思います。

補足説明、はじめに一般会計について、阿部総務課長、お願いをいたします。

○総務課長(阿部雅行君) それでは一般会計予算について、補足説明させていただきます。

平成28年度の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ、45億280万円を計上し、前年度当初と比較して19.4%、7億3,170万円の増加となっております。

歳入歳出の前年度との増減要因や主な事業について、黒ナンバー16番、中札内村各会

計予算に関する資料に基づき説明させていただきます。

はじめに歳入ですが、1ページの目的別比較表で説明いたします。

1款村税は、村民税の個人、法人の堅調なことから、個人村民税及び固定資産税の徴収率を実際の徴収率に準じて、99%としたことなどにより、対前年比4,138万8,000円、7.7%の増となっております。

6款地方消費税交付金は、平成27年度決算見込み額などから1,300万円の増額を見込んでおります。

9款地方交付税は、前年比605万8,000円、0.4%の減ですが、内訳として、普通交付税は約15億8,403万2,000円、前年当初予算比約1,600万円、1.0%の減、特別交付税は、1億1,000万円で、前年比1,000万円、11%増で計上しております。

13款国庫支出金、前年比1億4,598万3,000円、77.1%の増は、公営住宅建設など社会資本整備総合交付金の増加が主な要因になります。

17款繰入金、1億985万円、42.7%の増加は、村民プール建設事業及び村民体育館改修事業に、公共施設等整備基金を繰入することが主な増加要因です。

20款村債、4億2,670万円、160.4%の増加ですが、村民プール建設事業債4億6,330万円が主な増加の要因です。

次に歳出です。

2ページをお開きください。

性質別比較表により説明いたします。

次に、1の人件費、前年比3,456万5,000円、5.3%の増加は、昨年まで2の物件費、賃金に振り分けていた特別支援員、図書館司書など報酬で支給する職員を、平成28年度からその他に区分したことが大きな要因になります。

3の補助費等は、2億1,314万1,000円、27.7%の減額は、前年度に繰上償還を行った国営かんがい排水事業負担金があったことによるものです。

6の普通建設事業費は、9億358万4,000円、219.2%の増加で、村民プール建設、村民体育館改修、ときわ野第4次分譲地団地内道路改良舗装工事、公営住宅建設工事、道の駅魅力向上にかかわる事業などにより、大幅に増加しております。

次に、3ページから5ページにつきましては、補助金の一覧表です。

6ページから8ページにつきましては、平成28年度の普通建設事業の一覧。

そして、9ページ及び10ページにつきましては、その位置図になります。

次に、11ページですが、この表は、各基金の平成27年度末及び28年度末現在高を見込み額で一覧にした調書であります。

次に、12ページから14ページにつきましては、村税の明細書であります。

それぞれ参考にしていただきたいと思います。

15ページから49ページにつきましては、新年度予算の特徴的な事務事業の説明書になっております。

これらのうち、特に説明の必要があるものについては、審議においてそれぞれ担当課長からご説明いたします。

以上で一般会計の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、山崎住民課長、お願いします。

○住民課長（山崎恵司君） それでは続きまして、国民健康保険特別会計を説明させてい

たきます。

同じく黒ナンバー16番、予算に関する資料の50ページをお開きください。

歳入予算の目的別比較表です。

1款国民健康保険税は、被保険者の減少要因はあるものの、課税所得の増加を見込み、1億2,852万2,000円、前年対比185万1,000円、1.5%増で見込んでおります。

2款国庫支出金は、療養給付費等負担金の増加に伴い、488万9,000円、4.6%増の1億1,028万4,000円を見込み、退職被保険者の医療費に対して交付される3款療養給付費交付金は、退職被保険者数の減少により、1,584万7,000円、5.5%減の1,296万3,000円を見込んでおります。

前期高齢者の保険者間の負担調整のために交付される4款前期高齢者交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づき、2,230万7,000円、20.4%減の8,704万7,000円を計上しております。

5款の道支出金は、27年度の高額医療費共同事業負担金及び財政調整交付金の交付実績見込みをもとに推計し、8%増の3,415万2,000円を見込みました。

6款の共同事業交付金は、高額医療の財政負担軽減を目的に交付されるものですが、523万7,000円、3.6%増の1億4,911万6,000円を見込んでおります。

8款繰入金は7.6%増の9,114万4,000円を見込んでおりますが、内訳では、一般会計からの財源補てんとしての繰入額が、27年度当初と比較して600万円増の2,500万円、国保基金からの繰入金が130万円減少し、3,540万円となっております。

次に歳出です。

2款保険給付費は、被保険者数の減少により1,392万円、3.8%減の3億5,027万6,000円を見込み、7款共同事業拠出金は、国保連合会の通知に基づき588万3,000円、4%増の1億5,257万8,000円を計上しております。

28年度の国民健康保険特別会計の予算総額は、1,720万円、2.7%減の6億1,330万円としております。

なお、本予算案につきましては、過日開催された国民健康保険運営協議会にて説明をさせていただきます、ご了承をいただいたところでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計について、説明をさせていただきます。

資料の58ページをお開きいただきたいと思っております。

後期高齢者医療特別会計は、全体で240万円、3.9%減の5,990万円となっております。

上段の歳入ですが、後期高齢者医療保険料は、前年に比較して2.1%減の4,247万7,000円で、2款繰入金は一般会計からの事務費繰入及び保険基盤安定繰入などで3.5%減、1,741万8,000円となっております。

下段の歳出ですが、1款の総務費は、27年度予算で国保システムの改修費用を計上しましたことから、37.3%減の247万6,000円。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料の減少により、1.6%減の5,681万4,000円となっております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、高島福祉課長、お願いします。

○福祉課長（高島啓至君） それでは、介護保険特別会計について、説明させていただきます。

同じく黒ナンバー16番、予算に関する資料の51ページをお開きください。

介護保険会計の予算総額は、保険給付費並びに地域支援事業費の増額により、前年度推移2.7%、670万円の増、歳入歳出同額の2億5,310万円となっております。

目的別比較表上段、歳入ですけれども、1款介護保険料は、第1号被保険者を前年よりも28人減少の1,081人と見込み、3.3%減の4,067万4,000円を計上してございます。

3款国庫支出金は、27年度の保険給付費の実績から、居宅介護サービス、特定入所者介護サービスの利用増加を見込み、5.3%増の6,075万1,000円を計上してございます。

4款道支出金につきましても、保険給付費の増加見込みにより4.3%増の3,566万9,000円。

次の5款支払基金交付金も同様に、4.4%増の6,609万1,000円を見込んでおります。

7款繰入金につきましても、1.6%増の4,985万3,000円を計上してございます。

次に、比較表下段の歳出の主なものですが、1款総務費は、介護保険法の改正に伴うシステム改修を27年度に終えたため、51.1%減の585万3,000円まで減額となっております。

2款保険給付費は、居宅介護サービス並びに特定入所者介護サービスの利用増加が見込まれることから、4.3%増の2億3,248万円を計上してございます。

次に、4款地域支援事業費ですが、先の介護保険法改正に伴い、本村が実施する地域支援事業のうち、認知症施策の推進を新規で事業化する予定であります。

詳しくは、57ページの事務事業説明書をご覧いただきたいと思いますが、認知症の疑いのある早期発見や早期診断、早期対応の体制整備のほか、本人、家族に対する支援などを実施するため、初期集中支援チームの配置と支援推進員を配置するもので、これにかかわる費用などから、前年度対比30.4%増の1,420万4,000円を計上しております。

なお、52ページから54ページにかけて、歳入歳出の内訳明細を。

55ページには、介護給付費の推移を。

56ページには、保険給付費の推移と内訳を掲載しておりますので、資料としてご覧いただければと思います。

以上で予算の概要説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 次に、大和田施設課長、お願いをいたします。

○施設課長（大和田貢一君） それでははじめに、簡易水道事業特別会計の概要について、ご説明いたします。

予算に関する資料の59ページをお開き願います。

まず、目的別比較表で主なものからご説明をいたします。

予算の総額ですが、1億2,980万円で、前年度対比2%の増となっております。

歳入ですが、1款分担金及び負担金2,360万4,000円は、平成27年度において、排水本管流量計取替などの工事が完了し、共同施設での需用費が減少しますことから、

更別村営農用水会計からの工事負担金が減額となり、前年度対比10.9%、288万9,000円の減となっております。

2款使用料及び手数料は、平成27年度実績見込みから、8,930万8,000円を見込んでおります。

3款国庫支出金は、広域水道企業団との共同施設である高区配水池の耐震補強設計の実施に伴い、77万9,000円の国庫補助金を見込むものです。

5款繰入金は、基準内繰入元利償還金の2分の1にあたる792万9,000円を計上しております。

8款村債は、ヴィレッジときわ野第4次分譲地造成水道管布設工事にかかわる起債借入750万円を見込むものです。

次に歳出ですが、1款簡易水道費8,928万2,000円は、前年度対比3.1%、269万6,000円の増となっておりますが、広域水道企業団で実施する高区配水池耐震補強設計にかかわる中札内持ち分施設の負担金の発生、水道メーター購入戸数の増などによるものです。

2款共同施設管理費2,431万6,000円は、前年度対比7.2%、164万1,000円の増となっておりますが、水道原水荒濾過池の濾過砂清掃を行うことによるものです。

3款公債費1,570万2,000円は、これまで行ってきた施設整備事業の実施に伴う借入金の元金及び利息の償還金となっております。

次に、60ページをお開き願います。

歳出予算の性質別比較表ですが、1の人件費は、職員3名分の人件費を計上しております。

2の物件費は、南札内浄水場管理人及び作業員の賃金、施設修繕費、水道メーターの備品購入費、メーター検針と委託費などが主なものですが、前年度対比16.9%、356万円増の2,463万7,000円となっております。

内訳といたしましては、備品購入費は475万1,000円を計上しておりますが、耐用年数を迎え交換するメーター数の増により、前年度対比65.1%、187万3,000円の増となっております。

委託料は、537万5,000円を計上しておりますが、水道計装機器保守点検委託、メーター検針委託、平成29年度からの料金改定を見込んでの料金システムの変更作業委託、荒濾過池清掃作業委託などからなるものです。

そのほかは、荒濾過池清掃に伴う濾過砂購入原材料費の増などにより、前年度対比70万5,000円増の117万1,000円を計上しております。

3の受水費2,851万3,000円は、広域水道企業団からの受水負担金で、前年度とほぼ同額としております。

4の補助費等547万1,000円は、先にもご説明しております通り、高区配水池耐震補強設計にかかわる広域水道企業団への負担金が537万6,000円を占めております。

5の普通建設事業費1,615万4,000円は、ヴィレッジときわ野第4次分譲地水道管布設工事、水泳プール建設に伴う給水本管の布設工事、メーター取替工事などによるものです。

7の簡易水道事業基金費は、今後の水道施設の維持補修に備え、利子を含めて537万

7, 000円の積立を見込んでおります。

以上、目的別、性質別比較表により説明をさせていただきましたが、ヴィレッジときわ野第4次分譲地給水管布設整備、水泳プール建設に伴う鉄道記念公園通り水道新設事業、配水池耐震化事業の詳細は、61ページと62ページに事務事業説明書を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

続きまして、公共下水道事業特別会計について、ご説明いたします。

63ページをお開き願います。

目的別比較表で主なものからご説明いたします。

予算の総額は2億3,820万円で、前年度対比54%、8,350万円の増となっておりますが、ヴィレッジときわ野第4次分譲地下水道管敷設工事、浄化センター監視制御設備更新工事などの実施が主な要因となっております。

歳入の1款分担金及び負担金169万2,000円は、水洗化に伴い徴収する負担金ですが、平成27年度までの実績により、80.8%、75万6,000円の増としております。

2款使用料及び手数料は、前年度対比ほぼ同額の5,440万円を見込んでおります。

3款国庫支出金4,750万円は、宅地分譲地下水道新設工事、浄化センター監視装置の更新、汚泥系統計装装置更新、来年度に予定する長寿命化工事の実施設計委託費などにより、社会資本整備総合交付金を見込むものです。

7款村債も、国庫支出金事業に伴うもので、3,780万円を計上しております。

次に歳出ですが、1款総務費は、歳入でご説明いたしました工事費等の実施により、前年度対比8,292万8,000円増の1億437万1,000円を計上しております。

2款浄化センター維持管理費3,856万7,000円は、光熱水費、修繕費、指定管理者費用、汚泥処理費などが主なものですが、修繕費などの増により、前年度対比1.5%、56万6,000円の増となっております。

3款公債費9,476万2,000円は、これまでの施設整備の実施に伴う借入金の元金及び利息の償還金となっております。

次に、64ページをご覧ください。

歳出予算の性質別比較表ですが、1款の人件費は、職員1名分を計上しております。

2の物件費のうち、需用費1,449万4,000円は、公共汚水桝の修繕、浄化センター爆気装置のオーバーホール修繕などの実施のため、前年度対比21.1%、252万2,000円の増となっております。

委託料は2,943万6,000円を計上しておりますが、浄化センター維持管理委託脱水汚泥堆肥化処理委託、浄化センター監視制御設備更新工事の管理委託費、平成29年度から予定しております料金改定を見込んでの料金システムの変更作業委託費などの内訳となっておりますが、平成27年度は、宅地造成に伴う認可変更設計委託、下水道管敷設工事実施設計委託がありましたことから、前年度対比11.5%、383万円の減となっております。

4款普通建設事業費8,641万7,000円は、宅地分譲地の下水道工事、水泳プールに伴う下水道管敷設、浄化センター監視制御設備の更新、汚泥系統計装装置更新事業などを行うものです。

以上、目的別、性質別比較表によりご説明をさせていただきましたが、ヴィレッジときわ野第4次分譲地下水道整備、プール建設に伴う鉄道記念公園通り下水道管新設事業、浄

化センター監視制御設備更新工事などを行う長寿命化事業については、65ページと66ページに事務事業説明書を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で簡易水道、公共下水道事業特別会計の補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明が終わりました。

お諮りをいたします。

議案第26号から議案第31号にかかわる平成28年度中札内村一般会計及び各特別会計歳入歳出予算の6件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで、審議を進めたいと思います。

このことにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号から議案第31号にかかわる平成28年度中札内村一般会計及び各特別会計歳入歳出予算の6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで、審議を進めることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

審査の方法は、予算審査順序に従い、最初に一般会計の歳出予算を審議し、次に、歳入予算全般を行い、引き続き、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計の順に進め、最後に全般的に審査を行いたいと思います。

このことにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

それでは、一般会計の歳出から審議を進めたいと思いますが、ちょうど1時間近く経ちましたので、10分まで休憩をして、それから一般会計の第1款、第2款から進めさせていただきますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（高橋和雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

一般会計の歳出から審査を進めたいと思いますが、一般会計の審査順序については、1款、2款をまとめて。

次に、3款、4款、5款をまとめて。

その次に、6款、7款、8款をまとめて。

その後、9款、10款。

そして11款、12款、13款、14款を一括して行いたいと思います。

各款のおおまかな概略についての説明を受けた後、各議員の質疑を受けたいと思います。

なお、質疑にあたっては、該当するページを述べていただくとともに、審査をスムーズにするために、1回の質疑は3問程度とするようご協力をお願いしたいと思います。

それでは、第1款議会費、第2款総務費の概略を説明してください。

阿部総務課長、お願いをいたします。

○総務課長（阿部雅行君） 1款の議会費と2款総務費の予算概要について、ご説明申し

上げます。

はじめに、予算書の47ページをお開きください。

47ページ、説明欄、13節委託料、ストレスチェック委託14万1,000円は、メンタルヘルス対策の義務化により検査を行ってまいります。

次に、52ページをお開きください。

電子計算機管理費の18節備品購入費131万円は、平成29年4月にウィンドウズのOS、VISTAのサポートが終了する7台を更新しようとするものです。

次に、黒ナンバー16番、予算に関する資料のご用意をお願いします。

予算資料15ページをお開きください。

下段のときわ野第4次宅地分譲事業は、PRにかかわる費用で、予算額96万5,000円、分譲地をPRする公売パンフレット作成、新聞広告を行うこととしております。

次の16ページ上段、街路防犯灯取替工事は、予算額861万円。

水銀灯を省エネ灯具に取り換えるのが30基分。

それと、道道清水大樹線40号～41号間に防犯灯2基を電柱仮設などにより設置を行ってまいります。

16ページ下段の地方公会計制度の導入支援委託業務につきましては、予算額387万3,000円とし、地方公会計制度導入に向けた準備のため、財務会計データの仕訳整理、固定資産台帳の整備などを行ってまいります。

17ページ上段の地域公共交通対策事業は、コミュニティバス運行にかかわる事業費を除いたもので、上札内までの乗り合いバスの運行、生活交通確保対策。

それと、十勝バス広尾線の運行補助、地方バス路線維持対策金。

そして、地域公共交通会議開催の経費。

合せて599万2,000円になります。

上札内までの乗り合いバスにつきましては、9月までの事業費。

地方バス路線維持対策補助金は、乗車数の増加などにより、前年より減額しております。

下段のコミュニティバス運行事業は、予算額541万7,000円、運行委託費のほか、PRパンフの作成、愛称募集などを行ってまいります。

18ページをお開きください。

ふるさと納税の推進は、予算額を100万円、平成28年度につきましては、返礼品を増やし、地場産品の利用拡大を図るとともに、ふるさと納税のPRを行ってまいります。

下段の男女共同参画推進事業は、男女共同参画推進計画の取組み状況の検証などを行う委員会活動のほか、啓発事業、講演会などの事業に56万6,000円を計上しております。

19ページ上段のうつくしい景観づくり推進事業は、予算額87万2,000円で、景観形成の推進活動に景観まちづくり委員会の意見やアドバイザーの助言をいただきながら、中札内の児童らに対する景観学習の開催や、景観ツアーの取組みを行ってまいります。

下段の日本で最も美しい村連合加盟につきましては、予算額10万円で、当初予算につきましては、加盟申請料のみの計上をしており、加盟が認められてから、会費、旅費、負担金など必要な費用を計上する予定であります。

20ページ、ふるさとづくり事業は、住民の自主的・主体的な取組みを支援することとして継続してまいります。

下段、まつり振興事業補助金についても、地域コミュニティ推進と地域の活性化を図る

ことを目的に開催されるお祭りについて、引き続き支援してまいります。

以上で概要の説明を終わります。

1点、修正をお願いいたします。

予算資料59ページ、簡易水道事業特別会計予算、目的別比較表、上段の歳入ですけども、7款村債となつてございますが、8款、8に訂正してください。

申しわけありませんでした。

○議長（高橋和雄君） 1款議会費と2款総務費の概略の説明が行われました。

それでは、これから1款議会費、2款総務費、39ページから68ページまでの質疑を行いたいと思います。

質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） それでは、予算書47ページ、福利、職員の厚生費ですね。

そのストレスチェック委託。

こちら平成27年、昨年12月1日に義務化されたということなのですが、どのようなチェック方法というか、進め方で、それでストレスチェックをして、その結果をどのように職員の福利厚生に活かしていくのか。

その取り進め方について、もう少し詳しく聞きたいと思い、質問いたしました。

それと、村長の村政執行方針にも掲載されておりますが、職員の資質向上に向けた研修ということで、新たに民間企業が行う研修に派遣するという出されていたのですが、これ同じ47ページの研修費に当たるのでしょうか。

それ具体的にどのような研修内容で、何名程度、どういった職員を派遣する予定なのか。

その考えについて説明ください。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 1点目のストレスチェックにつきましては、今回、義務化されて、事業者に委託する形で行います。検査につきましては、

それまでの進め方につきましては、村に安全衛生推進委員会がございますので、そちらの方で規定等をつくりまして、実際のストレスチェックは事業者に委託して、判定等をしてもらう予定でいます。

チェックにつきましては、項目が五十何項目かございまして、それについて判定してもらうような形です。

結果につきましては、そちらの方から各個人の方に通知が行きまして、個人の方が抗ストレスという形で判定されれば、産業医等に相談するような形を取ってございます。

産業医につきましては、これまでも、村につきましては、中札内村の診療所の医師に委託しておりますので、その方にやってもらう形で進めております。

そして、具体的専門的な相談につきましては、産業医の方から専門医の方に相談してもらうような形をとってございます。

今回のストレスチェックにつきましては、あくまで初めてやることですので、各職員がその兆候を掴まえるために、自分の状況を把握するのが第一かと思えます。

産業医に相談する、相談しないにつきましては、その職員個々の自由になりまして、抗ストレス、さらに重症化するのを未然に防ぐことを目的といたします。

判定結果についても、職員個人に直接届きますので、プライバシーの関係につきまして

は、一切人事担当者、理事者等に触れない形で進めまして、プライバシーは保護される形でおります。

2点目の研修費、民間企業への派遣ということですが、これにつきましては、今まで北海道が主催する研修会、もしくは、十勝圏で開催する研修会等に参加していただきましたけども、それ以外、民間が主催する研修会に参加したら、新たな視点が新たな感覚でできるのでないかということで行います。

想定していますのが、札幌圏域で開催する民間主催の研修会に対して、新任の管理職2名程度を派遣する予算を今回計上してございます。

この研修会につきましても、長期ではなくて、2日間程度の短期の研修を予定しております。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） まず、そのストレスチェックの関係なのですけれども、50項目超に亘るチェック、何かチェックシートみたいなものを使ってチェックするのでしょうか。

実はプライバシーに配慮してということで、その通知は直接本人に行くということで、後は本人次第ということなのですけれども、実はこれ、ストレス、これは非常に難しい問題ではあるのですけれども、非常にストレスのかかった職員に、結果的に丸投げしてしまうというか、その根本原因が何なのか。

なぜそのような状態に陥ったのかというのは、そのプライバシーの保護の関係、非常に繊細な問題ではあるのですけれども、それは人事担当者が把握せずにそのまま進んでいくというのは、組織の運営上、非常に大きな問題があるのではないかと思います。

やはりこのストレスチェックやって、そして職場にどんな問題があるのか。

それを洗い出すことも重要な目的の一つになるのではないかなというふうに思いまして、その辺うまくそういったそのシステム、もうちょっとうまくつけれないかなというふうに思うのですね。

中にはその通知を受けて、俺はそんなストレス感じていないよ、関係ないよと思って、終わってみたら実はうつ病なり精神的にメンタル面でダメージを受けて、職場から離れざるを得ないような状況になっては元も子もないというか、せっかくやる新規でやる事業ですから、それは職場の運営体制、仕事の振り分け方等、やはりそこにきちんと視点を当てるべきではないかということがまず1点。

そして次、研修なのですけれども、ちょっと新任管理職の方2名を行かせるということなのですけれども、具体的にどんな研修、札幌の民間ということはわかったのですけれども、具体的にこういう内容の研修を今想定していますという、こんな能力を新任の管理職の方に身に付けてほしいという具体的な方針、当然あるかと思うのですけれども、その具体的にもう少し説明いただけますでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） まず1点、ストレスチェックにつきましては、個々の状況については、プライバシーは完全に保護されるのですが、職場ごとの状況については、ある程度10人以上の職場ごとの状況について報告がございまして、それで職場の状況等わかりますので、ここの職場はどういう状況かというのはわかるので、職場ごとの状況はある程度わかるようになっております。

個々のプライバシーは守られているということです。

2点目の民間への研修ですけれども、主に、やはりマネジメント能力の向上、これが一番大きい点になってきます。

そのほか、管理職としての資質についての初級ですね。

そういう、なるべく新任の方に行ってもらいたいと思っていますので、一番大きいのはマネジメント能力を向上させるということが大きいことです。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） ストレスチェックについては10人以上の職場についてはそういった情報共有がなされる。

10人以下の職場というのは基本的にはほとんどないというような受け止め方でよかったのでしょうか。

要するに、職場としての状況が受け取れないような職場というのは、基本的に役場、教育委員会も含めたその組織の中ではないというような受け止め方でよろしいのか。

あと、マネジメント能力の向上、これは要するに部下の使い方ということなのではないでしょうか。

せっかく民間がやるという事業なので、これ、今、先日の一般質問でもちょっと触れましたけれども、いわゆる民間の視点というのでしょうか。民間の仕事の仕方というか、そういったものを取り入れて、非常に効果を上げている町も全国各地にございます。

本当に、例えば、リクルートの現職社員、若手社員を引っ張りこんで、庁舎内の仕事の仕方の改革をしたようなところもありますし、先日、千葉県の流山市でしたか、マーケティング課ですか、それをつくったところについても民間から募集をかけてやったという事例もあるのですけれども。

そういったいわゆるマネジメント能力だけでなく、せっかく民間がやる研修会ということなので、そういった視点を取り入れたような研修も検討してみたいかと思うのですけれども、そういった考えはなかったのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） ストレスチェックの事業所の関係ですけれども、今回のチェックにつきましては、嘱託職員も含めた形の検査になりますので、ほぼ10人以上の事業所は、すべてクリアできると思っております。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○村長（火山敏光君） 研修に関しては、では私の方からお答えをさせていただきます。

森田議員おっしゃっているところと同じ部分もありますので、ちょっとおさらいも含めてお答えをさせていただきたいと思います。

昔は役所というのは、行政運営みたいな話をしていましたけれども、今は、やはり地域課題、あるいは住民の皆さんの生活の実態を踏まえて、やっぱりそのビジョン、長期的な展望で、私は地域経営というふうに言っているのですが、経営的な視線が必要だろうと。

先ほど、課長がご説明したマネジメントというのは、別に時間管理だけではなくて、業務管理、人事管理、これをトータル含めてマネジメントというふうにご理解をいただきたいなど。

ただ、民間研修、非常に高額なものですから、額が高いと。

その分効果も期待しているわけですけれども、今申し上げたのは、まず、少し手始めとして、そういうところに行って、管理職それぞれの現場を担う責任者として、やはり中・短期・長期、こういったビジョンを自ら持って、戦略的に物を考える。そういった面にお

いては、民間企業の視点も参考になるのかなという思いがございますので、まず、手始めに行かせてみたいと。

そのトータルのマネージメントということでございますので、今後、その効果を見ながら、いろんな研修の行き先とか内容も吟味していきたいと思っておりますけれども、同じところは、やっぱり管理職の資質向上、レベルアップに期待しているというところが一番の目的でございます。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 今の答弁で、非常に期待したいと思います。

せっかく高額な研修ということで今お話しありましたので、二人、新任の方行かせるということなのですが、これは役場内で管理職の中での情報共有というか、せっかく高額な研修受けて得た知識、スキル、そういったものをやはり、なかなか難しい面もあるのかもしれないけれども、やはり情報共有するというのが非常に重要で、アウトプットすることによって研修受けた人のレベルも上がると。

ぜひそういったシステムも検討していただきたいなど。

大それたものではなくてもいいのですけれども、ざっくばらんな感じで、そういった情報共有を進めていただきたいと思いますが、そのような考えはいかがでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 今おっしゃった情報共有についてですけれども、これまでも、職場それぞれの課において研修行ってきた者が、課の中でフィードバックして情報共有はしております。

そして、さらに一步ステップアップして、27年度につきましては、各研修会に行った者が、全職員の前でその研修の概要について説明会を開催しております。

ですから、今後も継続して開催していきたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは何点か質問したいなというふうに思います。

第1点目は、何ページということではないのですが、いわゆる国で言う同一労働同一賃金ということで盛んに問われていますよね。

それで、一般会計全体におけるアルバイトの日額の賃金、それから、時間当たり幾らで28年度見ているのか。

それから、月額嘱託職員ということで、かなり人数おられるかと思うのですが、これは多いですから個々の額はいいのですが、ちょっと知りたいのは、28年度、26年27年なのかどうか分からないのですが、どの程度アップしてきたのか。

その辺の実態をちょっと掌握したいものですから、お聞きをしたいなというふうに思います。

後で民生費行ってから社会福祉協議会の就労センター、この辺の1時間当たりの賃金や何かについては、そちらの方で聞きたいなというふうに思っています。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） アルバイト賃金の時間額ですけれども、今議員おっしゃった通り、同一労働同一賃金ということは、そのような形で進めております。

ただ、うちの場合の賃金の時間単価につきましては、それぞれの職種別賃金表によって単価を定めております。

当然、一般臨時事務賃金、あれは雑役賃金、鳥獣駆除出役賃金、そのほか、多種多様の賃金単価を定めております。

時間当たりの単価につきましては、当然、北海道の最低賃金がございますので、それを下回ることはない形でこれまでもずっと進めております。

一番わかりやすい一般臨時の事務賃金についてご説明申し上げます。

平成28年度につきましては、6,430円です。時間当たり単価は830円です。

この金額は、平成27年度からは改訂はございません。

と言うのは、平成26年度中に、平成27年度賃金アップ、毎年毎年更新するものではなく、ある程度北海道最低賃金が、幅のある、余裕のある形で村の方の賃金見てございますので、平成28年の改訂はしておりません。

2点目の嘱託職員の給与月額のアップですけども、当然、1年目、2年目、3年目とございますので、それぞれ嘱託職員の規定をつくりまして、号法を定めて改訂してございます。

大体の報酬月額のアップは、1年目と2年目は6,000円程度のアップの給与表でございます。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） アルバイトの事務賃金実態について報告がございました。

総務課長言うように、北海道最低賃金の改訂ということで、昨年10月8日ですか、それぞれ改定されているわけですね。

ちょっと見ますと、平成27年度については、前年比2.1%のアップ、それから26年度については、前年度から見て1.9%、それから、25年度が前年度から見て2.1%と、こういう実態です。

それで、27年度の時間当たりは、申し上げるまでもなくて、764円。

1日で6,112円というこんなことですね。

それで、言いたいことは、いずれにしてもかなり、2%程度ですから小さい金額なのです。

でも、職員等々については国家公務員に準じて、最近はかなりの少額の形での人事院勧告に基づいた改訂ということでやっていますよね。

私の言いたいことは、そういう職員についてはやっているのですね、そういうアルバイト、あるいはまた嘱託職員ということで、一般職から見るとかなり額の低い、生活も厳しいというこういう実態ありますので、特段何パーセントということで最低賃金や何かも上げられてきていますから、かなりシビアにその辺は、アルバイトについても嘱託職員についても引き上げるべきでないのかなと。

それで、総論的に言った、国においては同一労働同一賃金ということで、この辺は国の方もかなり論議されていますけども、少しでも生活、あるいはまた、デフレの解消ということで賃金を上げるべきだと、こんなことですから、役場職員の部分については、小さなことですけども、少しずつでも上げるべきでないのかなというふうに思っています。

嘱託職員については、1年目2年目3年目ということで、それぞれ昇給というのかな、改訂というか、あるのだろうと思うのですが、私の言いたいことは、新規に嘱託職員求めた場合に、例えば15万円だったものについては、それから何年間来たら、何パーセントずつアップするから、初めての新規採用は16万円にするとかという、そんな感覚も必要だと思うのですよね。

そんな考え方が正しいのかなというふうに思っているのですが、そこら辺の捉え方、考え方について答弁をいただきたいなと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 1点目の短時間アルバイトの職員についてですけども、私どもが基準としているのは、やはり北海道の最低賃金、それを基準にして、アルバイト等の賃金を定めてきております。

当然、役場職員等につきましては、基本となるのは人事院勧告の方になってきます。

これまで、人事院勧告がないときでも、北海道最低賃金等が上がってくれば、当然、そちらの方の職員につきましては上げてきておりますので、これを下回らないという形でこれまで行っておりますので、抛り所につきましては、その北海道最低賃金を下回らない形で行うという形でございます。

2点目の嘱託職員につきましては、勤務状況が良ければ昇格するという形で行っておりますので、特に問題がなければ、2年目3年目につきましては、幅として額で言うと6,000円ですので、それなりの職員の若年層と見劣らない形の定昇額ですので問題はないのかなと思っております。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） ここで論議しても仕方がないのですが、意見として捉えていただきたいなというふうに思いますが、今、課長の方から答弁がありました。

でも聞いていると、最低賃金ぎりぎりの形で、役場職員も最低賃金ということで、これ最低賃金というのは、これ以上下回ったらだめだという額ですよ。

だからやはり、このスレスレで、役場に関するアルバイトや何か、果たして、見ますと時間、1日当たりでそんなに変わらない賃金ですよ。

もっと今まで改善が足りないからこういう実態になったのではないかというふうに思いますので、最低賃金よりかなり上げれということではないのですけども、そういう実態なので、わずかながらでも最低賃金アップ、あるいはまた、人事院勧告がアップする時点で少しでも上げていくべきでないのかなという思いです。

それと後、今の嘱託職員の話ですが、一人が新規採用になって2年目3年目については、総務課長言うように、昇給というのかな、そんなことあることは知っているのですが、私が先ほど言ったのは、例えば、15万円が入って、16万円、17万円となっていくのけども、何年か経つと、新たに新規採用、嘱託職員もまた15万円として変わらないということであれば、ずっと15万円が新規になっていくわけですね、極端なこと言うと。

その辺も、職員なり状況を見る中で、例えば、新たに採用した職員については、過去は15万円だったけども、16万円にしよう、17万円にしようというやっぱりそんな配慮も僕はしていくべきなのだろうと思うのですよ。

そんなことでぜひ、今後の執行にあたっては、そんな感覚を持ってお願いしたいものだなというふうに思います。

それから、2問目です。

これは、今年の4月から、いわゆる言われています電力小売の全面自由化ということで、いわゆる新電力ですよ。

いろいろ報道等を見ますと、PRされていまして、十勝管内の役所や何かについても積極的にやっているところもありますよね。

そんな関係で、本村については、こういう導入にあたってのいろんな検討ですか、それ

らのものをしていないかというふうに思いますので、その辺の検討している状況について、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 賃金の関係はご意見として伺いしておきますが、もし何かありましたら出してください。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○村長（火山敏光君） ちょっと補足をさせていただきますが、最低賃金の最低ベースを追っかけていけばいいというふうに受け取っていただくとちょっと困るので、何点か訂正をさせていただきますと思います。

先ほど2年目と言ったのは、2年間経っても追いつかないように先取りしていつているという意味ですから。

1年目1年目で、例えば、15円とか20円とか上がりますよね。

それを大体北海道の今までのベースで言うと、大体の額って想定できますから。

これは、2年ぐらい早く取って、その金額にもっていつているという意味でやらせていただいています。

それと、嘱託職員もきちんと、例えば、最新の高卒、短大、大卒、これのベースをきちんと見ながら一定の率でやらせていただいていますので、これも、今ちょっとデータ持ってきていませんけれども、今まで月額5,000円とか段階的に上げてきていますから、決してそういうことを無視してやっているわけでもございませんし、ご意見の点については十分理解をしているつもりでございます。

職種の差の違いがあって、そこに出てくる差は当然ありますけれども、一般論としての考え方は、やはりきちっとした賃金体系を確保するということが前提でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 新電力の関係につきましては、この4月から一般家庭用も自由化になります。

その前に事業系も自由化できるのですが、村としての考え方ですけども、村も十勝管内他の自治体が新電力の方を契約しているところがございまして、見積りを取った状況でございます。

見積りを取って、高圧電力契約しているところについて、何施設か調査いたしまして、そのうち何施設か、やはり効果が出るのがわかりました。

そして、実は本年度途中になるかもしれませんが、その新電力会社と進めようかなという話もあったのですが、つい先日、安定供給がちょっと今不安視がされておりますので、ここら辺が解消されてくれば、村についても新電力の方を乗り換えてもいい考えは持っておりますが、今現在、この安定供給が今一歩はっきりしていない状況ですので、そこら辺はもう少し見極めていきたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 検討されているということですからいいのですが、安定供給についてもいろいろ新聞等々を見ると、早くの時点ですか、いわゆる法の改正で共同購入ができなくなったということで、それぞれ、音更、士幌、帯広かな、変更しなければならぬということで大きく新聞等々出て、結果的にはその電力会社については、3月末で辞退をしたと。

その後は、どこかとまたやっているのでしょうかね。

そのほか、固有的に言うと、広尾町あたりについては、事業者が電力供給ができなくなっても北電が代わりに供給を行うなど安定性が確認されたというこんな記事も載っているわけですね。

絶対的ではないと思うのですが、言いたいことは、あまり安全性安全性ばかり考えていると何もできないので、他の町村に準じた形で、新電力導入することによって、何か8%ぐらい削減されて何百万円かの効果が出てくるということですから、一つ前向きに捉えていくべきでないのかなと、こういう思いですので、その辺の気持ちをお聞かせをいただきたいなと思います。

それと57ページの戸別受信機ですが、28年度についての地域ですか。

どの辺の地区が、この1,550万1,000円という予算見っていますが、その地域で何台分を見ておられるのか。

去年もちょっと聞いたかと思うのですが、あと何年でこの受信機導入については終了されるものか。

その辺、確認をしたいなというふうに思います。

それからもう1点、62ページの十勝市町村税滞納整理機構負担金ということで、昨年は45万6,000円で、今回は65万円ということで、例年より、わずかな金額ですけども、何十万円か高くなっているなということで、私ども把握しているのですが、その辺の増えている内訳というのかな、理由や何かも聞かせていただきたいなと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 新電力につきましては、やらないというわけではございません。

ただ、状況を見て前向きに進める考えでございます。

状況が好転していけば、これについては切り替える予定でございます。

○議長（高橋和雄君） 尾野総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（尾野悟里君） 2点目の戸別受信機の購入、行政区についてですけども、28年度につきましては、北1区、南1区、2区、3区、4区の市街地の240台の購入を予定しております。

次に、戸別受信機の整備の状況ですけども、一番最初の事業計画に基づくと、平成29年度の購入で全村の整備が終わるという状況になっております。

○議長（高橋和雄君） 坂村住民課参事。

○住民課参事（坂村暢一君） 税滞納機構の分担金に関して、ご説明をいたします。

分担金の内訳が、基準が三つあります。

まず一つ目、均等割、これは1市町村10万円。

これは昨年度と変更はありません。

2点目、実績割、これは2年前の実績に基づいて、その5%を負担金として支払っております。

28年度は、26年度の実績に基づいて計上されております。

3点目、件数割、こちらの方が、1案件8万円ということで、昨年度は7万円でした。

さらに、昨年度は5件の引継ぎをしましたが、来年度は6件の引継ぎを予定しています。

その差額で前年度よりも増額になっております。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） 黒ナンバー16の方の予算書の方でちょっとお聞きします。

16ページの下段の方にあります地方公会計制度導入支援委託なのですけれども、これの事業内容等の方を見ておりますと、固定資産台帳の整備ですとか、貸借対照表等の作業準備とか載っております、これ、かなり地方公会計制度がシステムの大きく変更していくものなのかなというふうにとれるのですけれども、複式簿記と固定資産台帳が連携したようなシステムへ変更ということで、かなり企業会計に似てくるというふうに理解をしていいのか。

その辺もうちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 尾野総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（尾野悟里君） 地方公会計制度導入にかかわる部分ですが、現在の村の会計につきましては、三式簿記と現金主義を基本としておりますけれども、この村の会計については、今後も変更はありませんので、基本的には現行のスタイルと同じ形で今後も継続していくという形になります。

ただし、村の会計を補完するという立場で、平成29年度から国が示した同一基準に基づきまして、複式簿記の導入と発生主義に基づく基準によって、新たに貸借対照表や行政コスト計算書等の財務書類というのを作成していくという形になります。

基本的には、今の会計を今後も続けていく形にはなるのですが、それをあくまでも補完するという立場で、新たな複式簿記を導入するという考え方です。

あと、目的ですけれども、これまでは現金主義の会計でしたから、例えば、村の持っている資産のストック情報等がなかなか明示できないという問題がありました。

今回この地方公会計を導入することによりまして、決算時において、そういったストック情報等を財務書類に基づいて公表することができるということで、今回、この制度の方を導入いたします。

○議長（高橋和雄君） 6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） 同じく黒ナンバー16の18ページの上段にありますふるさと納税の推進の件でちょっとお聞きします。

このふるさと納税の寄付金のお返しの件なのですけれども、28年度も1万円以上の寄付の方に対して3,000円相当のお返しと。

また、2万円以上の寄付については5,000円相当のお返しということで謳っておりますけれども、今後大口寄付者が出てきた場合、そういった2万円以上の大口寄付者が、今までもあったのかもしれませんが、そういった大口寄付者へのお返しというものについて、それについても5,000円相当のお返しという考えしかないのか。

その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） ふるさと納税につきましては、今までも高額、5万円程度の寄付者、います。

5万円の寄付者に対しても5,000円程度の返礼品を出してきています。

上限は2万円以上という形で決めてございますので、今のところは変更する予定はございません。

このふるさと納税を行っている人たちは、割と高額納税者よりも、各地域に納税している方が多いので、件数としては圧倒的に1万円もしくは2万円の寄付者でございます。

ただ、実際いることはいるのですけれども、その人に対して、その方は本当に中札内村に

対して思いが持っていますので、返礼品だけではなくて、その思いに応える形で、返礼品は同じなのですが、そのほかにふるさと通信等を出して、その気持ちを渡している状況です。

変える予定は今のところございません。

○議長（高橋和雄君） 6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） 変える気持ちはないということなのですが、今後、企業側からもかなり大口の寄付なんかも出てくる場合もあるのではないのかなというふうに思うのですね。

そういった対応のときもやっぱり同じ考えで進められるのか。

その辺どうなのでしょうかね。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） ふるさと納税につきましては、これまで村の方の考え方として、豪華な返礼品の方に走るのではなくて、これまでの形を進めていきたいので、返礼品に走らないで今の状況を続けていきたいと思います。

ただ、今、宮部議員おっしゃった通り、企業等の形が増えてくれば、それはそのときの状況で、まだ変更する考えは持ってございません。

平成28年度についても、返礼品については増やして魅力をアップしようとしてございますので、今の形をずっと続けるわけという形ではありません。

状況が変わってくれば、こちらの方も変える予定ではあります。

ただ先ほど説明した通り、返礼品については、28年度については、今のところ上げる予定はないということです。

○議長（高橋和雄君） 12時になりましたので、この後の質疑は午後から行っていただきたいというふうに思います。

暫時休憩をいたします。

1時から再開をさせていただきます。

休憩 午後12時00分

再開 午後13時00分

○議長（高橋和雄君） 皆さん揃いましたので、午後からの会議を開きたいと思います。

1款議会費と2款総務費の質疑を受け付けたいと思います。

質疑を続けさせていただきます。

6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） 午前中に続いての先ほどのふるさと納税のお返しについてなのですが、個人の方ですと、中札内村にゆかりのある方々ですと、そんなにお返しに期待をしての寄付ではないと思うのですが、やっぱりそんなにゆかりのないような方々にとっては、お返しあたりも期待をしている面もあるのではないのかなというふうに思います。

それと後、今後、企業の大口の寄付など、どうやったら増えていくのかという方策等も今後にかけて考えていっていただきたいなという、最後、意見で終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 意見として受け取っていただきたいと思います。

そのほか、質疑受けたいと思います。

5 番男澤議員。

○5 番（男澤秋子君） ページで言うと 55 ページになるかと思いますが、コミュニティバスの運行管理について、内容については先ほど資料の説明からありましたので、いろいろとコミュニティバスの運行委託ですとか、停留所のサインの作成など、また、愛称募集などの費用が説明されましたけれども、これとは別に、今まで福祉バス利用していた各団体なり何なりがあるかと思うのですけれども、そういった方たちが、今ちょっと心配されていることがありまして、今まで福祉バスを利用していた人たちの団体が、では、今度はどう変わるのかっていうようなことが、私にもちょっと聞かれるのですけれども、その手当としては、たまたま後の方にも載ってきたのかなと。

69 ページにもあるのかなと思いますけれども。

自動車借上料ということで 200 万円出ていましたね。それと関係あるのかなと思うのですけれども、今まで利用していた、福祉バスを利用していた団体の人たちの手当として、どのようなことがなされるのか。

まったく団体の負担がなくて、何か手当をしていただけるのかどうかということが、まずそれをお聞きいたします。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） ただいまのご質問ですけども、これについては 3 款の方で詳しく説明させていただこうかなと思っていたのですが、今必要でしょうか。

○議長（高橋和雄君） 3 款のところでもたご質問をいただきたいというふうに思います。そのほか。

5 番男澤議員。

○5 番（男澤秋子君） 今回の事業には載っていないのですけれども、たまたま去年もその前も実施したかと思うのですけれども、十勝アーティストインレジデンス事業、今年はこの事業が載っておりませんので、その事業をしない、廃止するのかどうかということが 1 点と、その事業に対しての評価はどのようになさったのか。

そのことについてお願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） アーティストインレジデンス事業につきましては、平成 26 年、27 年と実施しました。

そして、この 2 年間にしましては、村の方から補助金を出して支援してきました。

平成 28 年度、新年度につきましては、事業は実施する予定でございますが、村の方からの支援は、とりあえず 2 年間の時限的な補助という形で取りやめさせていただいております。

効果につきましては、村民を巻き込んだ中で、アーティストと一緒に村民を巻き込んだ中で、いろんな事業を行っておりますので、かなり住民には浸透していると思います。

具体的に言いますと、養護学校の生徒とのアーティストの体験授業ですね。

あと、作品を公開して、作品を作成して、一般に展示する。

そういう効果もあります。

あと、日々日常につきましては、サポートされる方々が、日常サポートとして、かなりの交流があったかと思えます。

評価については、やはり中札内村、アートの村という形でやっておりますので、一定のそれに含まされた形で効果はあったかなと思っております。

ただ、28年度止めたというのは、ずっと継続していく事業ではございませんので、ある程度一定的な時限という形で2カ年で終了させていただいております。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 今年についてはされるかされないかちょっとわからないというようなニュアンスを受けたのですけれども、この事業についてはいろいろ効果が私としてはあるのではないかなというように感じておまして、この2年間、外国人の人が来て、アートをつくって展示して、そしてそれを村民の方が見たり、それにかかわったりということで、よく効果が大きいというように感じます。

このアートに対して、効果として言われていることは、人々の五感、すなわち感性に直接訴える人々の心を動かすというのが大きな効果だというように言われていますので、そういったことを考えると、中札内の村はアートの村として発信していますので、この事業をぜひ続けるべきでないかなというように思っていますけれども、今の考え方でいくと、これからはちょっとどのような形を取ればいいのかというようにも言われておりますけれども、ぜひ私としては続けていっていただきたいというような事業として考えておりますので、その点もう一度。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 村の方からの助成は昨年までで終わりという形で、事業としては平成28年度も、新年度もやる予定では聞いております。

ですから、このアーティストインレジデンス事業自体、自立したような形で開催するようになっていくと思います。

1回目につきましては、北海道の助成もいただいておりますので。

2回目についてはそれがなくなってきております。

段々自立した形で進んでおりますので、村も時限的に2カ年ということで終了させていただきます。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ご質問をいただきたいと思います。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは1点お聞きをしたいと思います。

特なページはないのですが、48ページの財産管理費に関係するかなというふうに思うのですが、旧中札内保育所の解体の工事の関係です。

結構新しくつくった跡地、28年度もほかにいろいろあるのですが、それはそれのときにお聞きをしますけれども、旧中札内保育所の解体工事ということで、ちょっとまちづくりの計画をちょっと見ますと、平成26年度に取り壊すというこんな計画なのですね。

当然、毎年ヒアリングやっていますから、遅れたり早まったりということはあるかと思いますが、何かのときに、平成29年度に解体するとかって何かちょっと聞いたような記憶もあるのですが、現段階では、何時取り壊す考え方でいるのか。

ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 尾野総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（尾野悟里君） 旧中札内保育所の解体についてですけども、現段階におきましては、公共施設等総合管理計画に基づきまして、平成29年度に解体工事の方を予定しております。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） わかりました。

毎日私もあの辺通りますし、多くの住民、一番目の付くところなのですが、何年に取り壊すのかなと。

さらにまた、周りの環境整備というのかな。

当然草刈りや何かやると賃金や何かもかかるのですが、今まで見ると、年に1回なのか2回なのか、その程度の草刈りでしたよね。

一般的に見ると、かなり煩雑というのかな、状況になっているので、きちっと住民が見ても、空き地できれいにしてあるなどという程度のやっぱり配慮をしていくべきだと思うのですね。

それは草だとか枝だとか。

ぜひ、そんな形でやるべきでないのかなというふうに思います。

それと後、一つにはあそこの後、決まっているわけではないですけども、話としては庁舎用地にしてはというそんな話も、ここで、同僚議員かな、何かの質問のときに理事者として答えたようなこともあるのですが、そこら辺についても、庁舎の基金もそれぞれ毎年余剰金が出たら積み立てるというようなことですから、そこら辺についても、将来の目標として、もうちょっとはっきりするような形で、段々に進めていく一つの課題ではないのかなというふうに思いますので、そこら辺と環境整備について、今までより良くすべきだということを思いますので、その辺について答弁をお願いをしたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 環境整備につきましては、そのような適正な管理をしていきたいと思えます。

そして、跡地利用につきましては、今のところは平成29年解体という形ですけども、庁舎移転するのか移転しないのか、それは今のところは白紙でございます。

庁舎につきましては、現在の庁舎に建てる、移転する、二通りの方針があるかと思えますけども、今のところは、白紙で、現在のまちづくり計画、前期、最終年あたりに方向性を見出していきたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） まだ方向性は決まっていないということです。

そのほか、ご質問ございませんか。

7番中井議員。

○7番（中井康雄君） それでは、会計予算に関する資料の方からちょっと質問させていただきます。

16ページですか。

街路灯と防犯灯の取替工事なのですが、これは今まで21年からやってきているわけですが、今の状態でどの程度の取替えが完了しているのか。

また、これからあとどの程度やっていくのかぐらいのことをちょっと教えていただきたいと思えます。

それから、20ページですか。

ふるさとづくり事業ですけれども、これも今までどのようなものにそれぞれ補助をしてきているのか。

そこら辺のことを教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 紅露総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（紅露弘幸君） 街路灯の省エネ関係の工事でございますけれども、街

路灯全体としては、村内に約650基ほど存在しておりまして、今まで280基ほど省エネ工事は完了しております。

今現在、年間に30基ほどをやっていきますと、まだ数十年かかる予定でございますけれども、このペースでいきますと、いつ終わるのかなというのも確かにご指摘の通りあります。

ただ、今、水銀灯の関係ですけれども、今後、製造の方がメーカーの関係で中止とかというような声も聞いておりますし、去年ですか、フランスの方で新たな省エネの関係、エネルギー関係の国際会議がありまして、そういった面で、国の方の政策も変わってくるのかなとも思っております。

また、今、省エネ関係の、水銀灯の関係ちょっと調べているのですが、実際のLED化する場合と水銀灯を取り替えないでおいた場合ですけれども、比較しますと、取り替えた方が、工事費あるいは器具代の方が高つく。

そういったこともありまして、今現在ちょっと苦慮している状況で検討中でございます。

○議長（高橋和雄君） 尾野総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（尾野悟里君） ふるさとづくり事業、どのような事業に補助を行っているかという点についてですけれども、平成27年度におきましては、行政区が実施しております子ども健全育成事業、交通安全対策ですとかそういった事業に対して補助を行っているほか、併せて、自主防災組織推進事業といたしまして、行政区内の方に防災資機材の購入をした場合の費用に助成をしております。

また、農村地区、元札内、上札内、南札内、西札内の地区では、ファームサインを新たに建替えということで、その分の助成などを行っております。

○議長（高橋和雄君） 7番中井議員。

○7番（中井康雄君） 防犯灯等につきましては、いろいろな経費等の関係から、今ちょっと考慮中だということですが、この調子でいくとあと本当に十何年取り替えていくのであればかかってしまうと。

でも、CO2の削減ですとか、電気料としてはかなり効率も上がっていますし、それを考えて、その経費の方もそれなりにかかるということで、ちょっと痛しかゆしだろうと思うのですが、できれば、やはりCO2云々も考えますと、なるべくやれる範囲で少しでも多くやれるように努力していただきたいなと僕はそういうふうに感じております。

それから、ふるさとづくり事業の方は大体わかりました。

大体これは予算の100万円はちょっと決算のやつ見てみればいいのですけれども、手元になかったものですから、予算としては大体100万円ぐらいは毎年使われているということでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 尾野総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（尾野悟里君） 27年度につきましては、先ほどの言った箇所に補助を行っておりますが、その前の年につきましては、実績の方がなかったものですから、年度によって、一部波はあるかというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 7番中井議員。

○7番（中井康雄君） せっかくのふるさとづくり事業という補助金、いい制度だと思いますので、PRして皆さんに使っていただけるように努力をしていただきたいなというふうに思います。

あと一つ、言いづらいのですが、先ほどもちょっと控室の方で同僚議員からも出

ていたのですけども、その下にあるふるさと振興事業補助金ですか、これはお祭りなんかに補助しているものだと思うのですけども、その補助金云々ではないのですけれども、役場の職員があまりそういう場所に姿を見せていないなど、あまり見ないなんていう話が出ていたものですから。

それぞれ個人個人いろいろありますので、それは当然いろいろあって当然なのですけれども、その中でもできればやっぱり進んで出ていただけるように努力をしていただけないものかなというような話も一部議員がしていました。

向こうでの話ですけれども。

僕も若干、それはそうだなというふうに思いますので、できればなるべくそういうところに、職員さんも顔を出していただければありがたいなど、みんなもいろいろな励みになるのではないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきたいというふうに思います。

そのほか。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） それでは、地域安全の関連で何点か質問をさせていただきます。

今も中井議員の方から街路灯・防犯灯の取替工事、ご質問ありましたけれども、これは先ほど、今、公開しているこのエネブライトというライトですか。これが製造中止になる可能性が出てきたということで、先ほどご答弁の中で聞いたのですけれども、これはそれがわかっていて、今年度も同じエネブライトを使うということなのか。

実は昨年、決算審査のときにも、これについてはしっかりと市場調査をした上で、経済効果の高いものを、CO2削減効果の高いものを取り入れていくべきだということで意見を申し上げた経過もございます。

非常にこの短い、10年も経たないうちに製造中止になるというのは、もともと選択としてはどうだったのかなという疑問もあるのですけど、それについては、ここでは聞きません。

とりあえず、そういったその市場調査をした上で、そういった状況にあるにもかかわらず、そのエネブライトを新年度も採用するメリットを教えてくださいということです。

それと、地域安全推進協議会負担金40万円のことなのですけれども、これも都度、私質問させていただいておりますけれども、今回も40万円ということで負担金、予算計上されております。

実は、中札内村、交通死亡事故のゼロを今もずっと継続されていて、何日になるのかね。

それもちょっともし教えていただけたらと思うのですけれども、今年に入って、死亡事故という統計上の数値にはならなかったのですけれども、若い村民の方が、交通事故で実は犠牲になっております。

これは事故発生から24時間以内でないと死亡事故としてカウントされないということであって、現実的にはそのような事故も発生しているわけです。

であるならば、こちらできちんと、新年度、毎年毎年似たような事業をやるということではなくて、これは交通安全の対策、何かやったからといって、交通事故が本当に抑止されるのかというのはわからない面もあるのですけれども、やらないよりは当然やった方がいいわけです。

村民の交通安全意識喚起する上でも、きちんと事務局機能を村が担っているわけですか

ら、地域安全推進協議会の新規事業等に、この交通安全、平成28年度についてはさらに力を入れていくというような方針をきちんと示して取り組むべきではないかと考えております。

それと、街路灯についても1点だけちょっと追加させていただきます。

これはそれぞれ優先度の高い順番に、防犯灯・街路灯整備されていることと思われま。新年度については、ときわ野の方ですか、新たに2基設置されるということでしたよね。

ということで聞いておりますけれども、実は、農村地帯の、ときわ野ほどではないのですけれども、子育て世帯が何件か集中している部落というか地域がございます。

例えば、新札内のエリアなんかは子育て中のご家族が何件か入っていると思うのですが、これも明るい暗いというのは主観の問題もあるのですが、私たまたま一部の村民の方から、ちょっと暗いので、何とかならないのだろうかというようなご意見もいただいております。

そして、子育て世帯なのか、もしくは高齢者なのか、そういった防犯上きちんとすべきところの調査というのは、何か、毎年行われているのかどうか。

要するに、要望度というのでしょうか、実態の調査みたいなものはされていて、その優先度を決められているのか。

ちょっとそのあたりの取組み伺わせてください。

○議長（高橋和雄君） 紅露総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（紅露弘幸君） 先ほど10年ぐらいで無くなるというようなお話ありましたけれども、私が先ほど申し上げたのは、水銀が環境に悪いということで、水銀灯の製造がなくなるかもしれないというようなことでございます。

交通安全の関係ですけれども、今現在、死亡事故0日達成状況ですけれども、千五百四、五十日だったかと思えます。

昨年、実際に国道で交通事故ありまして、ただ、統計上、事故あつてから何日以内にお亡くなりになったかということで、死亡事故か死亡事故でないかというような警察の取扱いもありまして、中札内村については、今現在、千五百何日継続中という状況でございます。

交通安全運動につきましては、新入学児童、あるいは高齢者、運転講習会、また、小学生においては自転車の乗り方等、それぞれ講習会等を開催して、常日ごろ、交通安全については、そういった状況で取組みをしておりますし、平成27年度から、地域安全推進協議会の中に、通学路安全推進部会というのを新たに設けまして、PTAやら道路管理者、あるいは場合によっては、国道・道道を管理している道路管理者等も中に入っております、そういった通学路の点検作業も行うということで取り組んでございます。

防犯灯の関係でございますけれども、なかなか全村を見て明るい暗いという判断、あるいは夏、あるいは冬によって状況変わります、なかなかそういった調査まではしていきないう状況でございます。

28年度、新規に2基新設予定してございますけれども、地域の要望等ありまして、現地確認して、今年度予算化している状況でございます。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 1点ちょっと答弁漏れかと思うのですが、それでは、製造中止になるのは水銀灯ということで私の勘違いということではっきりしたのですけれども、そのLEDに交換する云々って、経済効果の面では比較した上で、今年も継続してエネブ

ライトの方ですか、採用するという事で決定されたのか。

決定したその経過というのを教えていただきたいのと、先ほど、通学路安全部会を地域安全推進協議会の中で設けられたということで、これは非常に素晴らしいことだと思うのですが、平成27年度にそれを設けました。

だからいいのだということではなくて、現実問題としてそういった、あわやその死亡事故発生するというような状況があったということで、何らかの、改めて、それをさらに強化するような取組みというのは考えられないのかということで、もう1回伺いたいと思います。

それと、なかなか地域全般に安全灯・防犯灯の設置の認知調査が難しいというのはわかるのですが、例えば、子育て世帯が集中している地域というのは、ときわ野以外にどういふところがあるのかというのは、恐らく概要としては、掴みとしては、役場の中でもそういったものはあると思うのですね。

そういったところに、要望があったから要望があったところにやる。

もちろんそれは当然必要な取組みなのですが、それプラス、こちらから積極的に進んで現状調査するという取組みも必要ではないかというふうに思っております。

そんなことで、新年度、そういったことを、例えばチャレンジするような考えはあるかどうか。

よろしくをお願いします。

○議長（高橋和雄君） 紅露総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（紅露弘幸君） 省エネ関係のことですけれども、まず、中札内、21年からこの事業を取組んでおまして、その当時、LEDとエネブライツという二つの省エネの器具がありまして、水銀灯については、まだそのとき技術的にちょっと問題があったのかなと思います。

実際に、実験的に付けまして、すぐ切れてしまったということもありまして、21年度からはエネブライツということで、LEDの方は使っておりません。

その後、エネブライツという商品を採用しているのですが、今現在も採用してはいますが、たまたまその当時、蛾の大量発生等もありましたし、LEDとエネブライツを比較しまして、エネブライツの方が省エネ効果が大きいということと、蛾の問題がありまして、今現在、エネブライツを採用しているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 地域安全推進協議会について、私の方から説明いたします。

当然、こういう交通安全対策につきましては、点検・対策・検証・改善、このサイクルというのは必ず付きまといまいますので、このような形で進めたいと思います。

PDCAのサイクルですよね。

それは必ずやっていくような形になると思います。

あと、郊外における暗い等、確認等につきましては、当然学校関係との接点もありますし、PTAとの接点もありますので、いろんな関係機関と連絡、情報交換等をするような形で、なるべくそういう情報を掴まえていきたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） すいません。

もう1回、そのエネブライツとLEDなので、その二つを調べて、電気代の

削減効果ですか。

それが高かったのがエネブライトということ。

それはいつ調査されたことだったのでしょかね。

僕がさっき聞いたのは、直近での現状をきちんと市場調査してやられているのでしょうかということであって、ちょっと伺ったのですけれども。

ごく最近やられたということだったら全然問題ないのですけれども。

このLEDの関係、非常に技術革新進んでおりますので、そういったことも含めてのしつかり検討されているのかなというような、そういった質問でした。

○議長（高橋和雄君） 紅露総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（紅露弘幸君） エネブライトにつきましては、24年度に1基、試験的に設置しまして、25年度から採用をしております。

それまでは、エバーライトという商品で省エネ工事を行ってございましたけれども、村内見回しまして、デザイン灯というのがあるのですけれども、中札内村で独自に採用している、よく水銀灯付いている街路灯ですけれども、あの街路灯を主に行っているのですけれども、たまたま水銀灯に取り替える技術的なものがまだ開発中というか、独自のデザインなものですから、それを省エネの工事をやれるような器具を、今現在、独自でつくっていただいて、それに交換している部分がございます。

すずらんが付いているデザイン灯については、村内まだ多数、国道も含めて残っておりますし、そういった意味でエネブライトを採用しております。

併せて、先ほど言いましたように、最近の効果ですけれども、LEDも技術的にも大体よくなってきておりますので、28年度以降は、水銀灯含めた新たな検討もしていきたいとは考えております。

ただ、今、メーカー、いろんな各社ありまして、そういった提案を受けながら、LEDの方の検討も今後進めていきたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） LEDとエネブライトの比較を今までしたかどうかというのはどうですか。

○総務課課長補佐（紅露弘幸君） それは25年度から採用しておりますので、その時点でやっております。

データの的には、その25年度のデータで行っております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか、ございませんか。

よろしいですか。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） ちょっとジャンルごとに質問させていただきたいと思います。

それでは、先ほど、ふるさと納税の関連では、宮部議員からの質問がありましたけれども、中札内村については、その返礼品の、過度の返礼品についてはそういった競争には加わらないということで、前回の一般質問でもそのような答弁されておりました。

その趣旨は一定の理解もするところです。

実は、先ほど阿部課長の方から、宮部議員に対するご答弁で、気持ちに込めたいということとされております。

これは実は、返礼品を贈るときに、さまざまな村の情報等も同封して贈られているということで、これ、礼状みたいなものも入れたりされているということで、実はこれ、本当

に気持ちを伝えるという意味では、これはワープロ書きのような礼状ではなくて、これは大変面倒だと思われるかもしれないのですけれども、手書きの礼状というのが、実は民間の方では非常に積極的に取組んでおるところは取組んで効果を上げております。

これは実は、私の実体験なのですけれども、私が前の会社にいたときに、当時、大丸札幌、この店長が女性店長で、湯木さんという方がいらっしゃるのですけど、たまたま用事があって帯広にいらっしゃいました。

その際に名刺交換等もさせていただいたのですけれども、実はその湯木さん、相当に忙しい方だと思うのですけれども、そのとき名刺交換した何人ものスタッフに対して、すべて手書きの礼状を送ってきたのですね。

私すごくそれを見て感動した記憶があります。

なので、これは本当に気持ちを伝えたいということであれば、なかなか理事者は非常に忙しいとは思うのですけれども、そういった取組みも、本当に寄付してくれた人の思いに応えるという意味では、ある意味効果があるのではないかというふうに考えております。

それと後、前回、一般質問でちょっと消化不良になってしまったのですけれども、このふるさと納税の合同の取組みですね。

これはつまり、返礼品を豪華にするという目的ではなくて、1足す1が2になり3になりという宣伝効果。

このふるさと納税の取組み、今回、予算も大きくアップしておりますけれども、主目的はやはり中札内村のことを知ってほしい、中札内村の特産品のことをもっと知ってほしいというような気持あつての予算アップの取組みだと思うのですけれども、そういった意味では、中札内村のPR、もちろん大切ですが、先日一般質問でもさせていただいた通り、今非常に大きなプロジェクトとしては、大樹町のロケット発射場誘致というものがあつます。

これに本当に、大樹町をみんなほかの自治体も一緒にPRすることで、その恩恵を自分たちも得る。

本当にコーペーションの考え方です。

とにかく、大樹町に何か夢を、大きなものを実現させて、その利益を我々も取るというような、そういった取組みを、これは本当に非常に時間もかかりませんし、予算的にもそれほど大きなものではないと思いますので、先日の一般質問の答弁でも、議論それぞれ載せるというような話あつたのですけれども、これは本当にスピーディーに、新たになる観光協会も一緒になって、どんどん進めていくべきではないかというふうに考えておりますが、以上、ふるさと納税に関する取組みについて、答えていただけたらと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） ふるさと納税の感謝の気持ちですけれども、村の方からは返礼品のほかに、礼状、そのほかは観光パンフ等々を贈ってございます。

そして、感謝状なのですけれども、やはり私どもも森田議員と同様の気持ちでございまして、気持ちを伝えるということは大切にしておりますので、名前の中札内村長田村光義、それは手書きで、その部分だけなのですけれども、手書きで書いていただいたものを贈ってございます。

ただ、中札内村、270件、件数多いか少ないかあるのですけれども、やはり気持ちはそういう気持ちを持っておりますので。

全部パソコンというのはやはり味気ないと思いますので、その辺はある程度、気持ちを

伝えたいという気持ちでおります。

もう1点、合同の取組みですけども、これにつきましては、スピーディーな取組み、できるだけそのような形で進めていきたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 名前の方は手書きなのですね。

失礼しました。

それだけでも本当に非常に違うなと思うのですけれども。

ただ、私の大丸のときのその経験は本当に、そんなにたくさんのかを書いているわけではないのです。

大変お世話になりました。楽しい時間を過ごさせていただきましたという本当に簡単な一文なのですが、これが本当に、どれほど忙しい人か、タイミング見て書いてくれたのか。

決してすごく達筆ではなかったのですが、本当に気持ちが伝わる。

これは女性らしい気配りなのではないでしょうか。

ただ、非常に感動した記憶があるので、これは大変かと思うのですけれども、チャレンジしてみると非常にユニークな取組みとして喜ばれるのではないかなというふうに思われます。

すいません、そのままちょっと質問続けさせていただいてよろしいですか。

それに関連するのですけれども、予算書の53ページ、地方情報化推進費。

これについては、村のホームページの制作なのではないでしょうか。

それとも何か修正なのではないでしょうか。

そういったことも含む予算だと思うのですけれども、こちらの村長の村政執行方針にも、インターネットを活用したホームページは多くの情報を素早く、また、広く世界に発信できますので、積極的な情報発信に取り組むというふうにございます。

これは、ホームページ、今、決して滅茶苦茶使いづらいというわけではないのですけれども、どうも情報がきちんと整理しきれなくて、割と僕も何回かアクセスするうちに、大分どこに何があるのかとわかるようになってきたのですが、ちょっと初見の人が見るには情報がちょっとわかりづらいのかなというふうな気がするのです。

これはまさにインターネット社会であるわけですから、より見やすいような、個人の主観の問題もあるので、あれが見やすいのだという人もいるかもしれないので断定はできないのですが、私個人としてはちょっと見づらいなというふうに思いがあるものですから、その辺うまく、新年度に向けては、よりよい形にしていけるような取組み、進めていただきたいというふうに考えております。

その辺についてのまず考えを聞きたいこと。

それと情報発信、これまた田村村長の仕事増やすようなことになるかもしれないのですけれども、十勝管内の首長、実はSNS、フェイスブックというのがございまして、これは全首長が取組んでいるわけではないのですけれども、非常に積極的に情報発信している首長いらっしゃいます。

本別の高橋町長、十勝町村会長ですけども、高橋町長、本当によくこんなに時間あるなというぐらいフェイスブックでもものすごい情報をアップしていますね。

何か会議あるといったら、これからこの会議に臨みます、こんな会合がありました、こんな町民の人たちと触れ合いましたというのを刻一刻と情報発信しております。

もしかしたら町長本人がやっているのかどうかちょっとわからない面もあるのですけれども、そういった取組み。

南十勝については、村瀬町長、かなり熱心に情報発信しております。

北十勝においては、士幌の小林町長、上士幌の竹中町長もフェイスブックで情報発信していて、これの最大の魅力は、普段なかなか、首長の人脈をさらに日本全国、世界的に広げるといった意味もありますし、フェイスブックやっている方というのは非常にいろいろな方がいらっしゃいまして、例えば、村長に何か伝えたいことがある。

そのときになかなか役場に行って、村長いますかと普通の村民には言えません。

それだけけれども、フェイスブックであれば、そういったことがもしかしたら言いやすくなるかもしれない。

まさに住民との協働を進める一助になるのかもしれないなというふうに私は思っております。

実際、ほかの町長の取組み、フェイスブックのタイムラインとかあれを見ますと、なかなかそういう取組み、相互のコミュニケーションというのが進められている面があります。

なので、そういったこと積極的に取組んでいただければどうかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 私がやるべきことの質問なので、私の方から。

内部的にも随分そういった意見もありながら、執行方針でも言わせていただいたいろんな取組みばかりでなくて、そういった、個人ではないのですが、村長としてそういった思いも出すべきということが内部で意見具申があって、まだ勉強不足で、やれるかどうかも含めて、私はまだガラケーなものですから、そういうことも含めて、少し時間がほしいなということは、雑談的な内部の話でありましたから、今、先輩諸氏やっておられるのも、見ておりません。申しわけないのですが。

やっておられることは薄々感じている部分あったので、ちょっと教えてもらって、勉強して、ちょっと一度考えてみたいということを申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 尾野総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（尾野悟里君） 村のホームページの見直し作業の部分なのですが、平成28年度予算においても、今回、情報発信サイトということでホームページの修正の費用の方を計上させていただいております。

こちらの部分は、先ほど森田議員の方からもおっしゃっていただいた通り、情報がなかなか1カ所ではなくて複数のところで分散している。

あるいは、その情報にたどり着くまでの階層の深さが統一されていないというご意見も、広報モニター会議等でいただいておりますので、こういった、来年度につきましては、階層構造を一定の統一を図るなどの見直しについて修正をしていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） それでは、コミュニティバス。

地方バス路線の維持対策補助金に関するのと、コミュニティバスの運行管理費ということで、二つについて質問させていただきます。

この地方バス路線維持対策補助金ということで、帯広市も含めた中で、十勝バスの方に補助金出して運営していただいていると思うのですけれども、私、子ども、高校、帯広の方に通わせておまして、それはいいのですが、土曜日、日曜日は実は、部活等あるのですけれども、なかなか時間帯が合わなくて、全然使えないのですね。

結局のところ、親同士で連携し合いながら、送り迎えしたり、場合によっては周辺町村の祖父母のところに泊めて、そこから学校に行ってもらったりということをしているのですけれども、これは十勝バスと何かダイヤに関する協議というのは何かされているのか。

いわゆる利用者ニーズみたいなものを反映して、そういったその協議をされているのかをまずお聞きしたいと思います。

次、コミュニティバスなのですけれども、これについては今後運営方法については細かいところ、いろんな村民のニーズ等も把握しながら調整していくことになると思うのですけれども、今回、無料化ということで、ある意味非常に英断というか、すばらしい取組みだと思うのですけれども、中には、無料になることで利用が逆に減るという見方をする人も実はいるのですね。

なので、実は、お金を払えば、消費者はもとを取ろうと思って乗る。

無料だから、いつでも乗れるやと思って乗らないというのを、実は大正交通さん、あそこは乗り合いタクシーをやっているのですけれども、ちょっとお話した際に、そんな話を聞かせていただきました。

利用者たくさん伸ばすためには、今考えられているスタイルというのは多分停留所を各所に設置して、そこを廻る。

できるだけ利用されたい人の家の側の停留所ということを考えているとは思いますが、幕別町さん、今やられているのですけれど、非常に状況としては悪いのですね。

非常に状況としては悪くて、これはドアトゥドア、要するに、利用者の、なかなかそのバス停までは行きづらい方をしっかり拾うような対応をしていかないと、なかなか利用増につながらないのではないかとこのように考えております。

場合によっては、有料会員はドアトゥドアで迎えに行くなんていうような手法も考えられないかなというふうに思っているのですね。

要するに、とにかく利用してもらわない限りは、せっかくかけるコストも無駄になってしまうわけですし、ぜひそのあたりのニーズ調査もしながら、10月の運営に向けて努力していただきたいと考えておりますが、現在の状況を教えてください。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 地方バス路線維持対策の関係ですけれども、これにつきましては、帯広市含めた町村プラス十勝バス事業者、そのほか、十勝総合振興局入った会議等がございます、その中で、どのような課題等あるか。

そして、課題等について協議しております。

時間等についても、その著しく不都合な場合があれば、当然議題には乗ってくると思います。

これまでは、微調整の場合は、十勝バスの方である程度時刻調整して進めてきているのが実態でございます。

ただ、土日につきましては、バス時刻というのはずっと変えたら利用する人がわからなくなるというのが実態だと思いますので、そんなに曜日によって変動するというのは、乗客に、利用する方にとっては好ましいことではないかなと思います。

ですので、今現在の時刻に不都合がある場合、大きく不都合があれば話題になるので、これまではそういうのはないというふうな認識をしております。

もう1点、コミュニティバスの関係ですけれども、原則無料と考えております。

ただ、そういう無料だと、そういう気持ちで、そういう方いるかと思っておりますので、それは今後実際10月までまだ期間はありますので、いろんな形で話し合っていきたいと思っております。

現状につきましては、停留所を設置する予定でございますが、なるべく手を挙げれば乗れるような形、そういうふうなものも可能かなと考えております。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 十勝バスの運行についてなのですが、土日については時間が逆に遅くなっているのですね。

恐らく高校生は利用しないだろうということで、一般向けに時間をちょっと遅くずらしていると思うのですが、実は、平日と土日では運行時間違うのですね。

なので、その辺、例えば、主の利用者に対するアンケート的なものを、毎年ということではなくてもいいと思うのですが、何年かに一度とか、定期的に調査すべきではないかなというふうに思っております。

それは利用者の不便だという声が届いていないだけではないかという可能性もあるのでよろしく願いいたします。

それとコミバスについてなのですが、もう少し、今、手を挙げて乗れるような利便性の高い運営方法を今後も検討していきたいということなのですが、これは大正交通さんとお話した中で、またさらにアドバイスいただいたのが、バスが、大正交通さんの乗り合いタクシーでは、非常にそこはコミュニティの場になっていて、ドライバーが運転するのに話にいちいち答えていては、なかなか安全面で難しい面もあると思うのですがそれが実はすごく喜ばれていると。

利用する高齢者たち、非常にいろんな方とお話したくて、答えてくれるドライバーさんに非常に感謝している。

そんな話も聞いております。

また、買い物等行ったときに、荷物たくさん、たくさん買い物したときに、安心してバスに戻れるように、ドライバー教育というのでしょうか、いわゆる民間の運送会社に近づけるようなきめ細かなサービスという面もしっかり取組んでいくべきではないかなというふうに考えております。

先日、報道で、帯広空港から帯広に向かうバス、大変な大きな荷物があっても、誰も手助けしてくれないと。

勝手に乗りやがれるようなそんなバス会社があるというふうを書いてあって、非常に残念な思いありますので、乗った、利用した利用者の方が、ああ、気持ち良かった、ドライバーさんにお世話になったなというような気持ちになるような運行をぜひ進めていただきたいと考えておりますが、念のためご答弁いただければ。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） コミュニティバスにつきましては、村が契約者になりますので、当然、運行会社につきましては、そのようなきめ細かな対応を取るような形で進めていきたいと思っております。

十勝バスの関係ですけれども、十勝バス、土日減便になるというのはスクールバスが運行

しないということですよ。時間変更ではなくてですよ。

間引き運行する形だと思います。

ですので、それは、スクールバスを走らせている主旨からいってやむを得ないかなと感じております。

アンケートもしくは乗降調査につきましては、毎年ではないのですが、何年かに1回は行っております。そういう調査は。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ございませんか。

なければ、次に移らせてもらってもよろしいでしょうか。

ちょうどもうすぐ1時間になりますので、休憩してから次の課に移らせていただきたいなと思います。

10分まで休憩をさせていただきます。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

○議長（高橋和雄君） 全員が揃いましたので、引き続き会議を開きたいと思います。

1款議会費、2款総務費が終わりましたので、次に、3款民生費、4款衛生費、5款労働費に入りたいと思います。

ページは68ページから106ページまで。

概略説明を、高島福祉課長、お願いします。

○福祉課長（高島啓至君） それでは、歳出予算、3款民生費及び4款衛生費の中で、福祉課が所管する予算の概要を説明させていただきます。

はじめに、3款民生費から説明させていただきます。

民生費は、前年度と比較して2,352万6,000円増の6億1,714万円となっております。

それでは、特徴的なものについて説明させていただきます。

予算書の69ページをお開きください。

説明欄中段、社会福祉一般経費、使用料及び賃借料の自動車借上料200万円は、予算額を新たに計上するもので、9月に運行廃止予定している福祉バスに変え、大型バスを借上げし、福祉団体の利用に対応いたします。

その下、備品購入費の社会福祉用備品385万円は、10人乗りの福祉車両購入で、こちらも福祉バスの廃止に伴い、福祉関係団体などが少人数で会議等へ参加する際の貸し出しのほか、新規で導入するコミュニティバスの車検整備や修理時における路線運行の代替え車両として、福祉基金を活用し、購入するものです。

その下、負担金補助及び交付金のポロシリ福社会運営助成補助金は、主にヘルパー事業助成分として241万円を増額し、2,246万9,000円を計上してございます。

次に、71ページをご覧ください。

説明欄上段、臨時福祉給付金給付事業費、負担金補助及び交付金の臨時福祉給付金は、低所得者約750人に、平成28年度においては一人当たり3,000円を給付するもので、給付額の減額に伴い、225万円の減額、同額の予算となっております。

その下、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費（障害・遺族年金）ではありますが、72ページをお開きください。

説明欄上段、負担金補助及び交付金の750万円は、先ほど説明いたしました28年度臨時福祉給付金給付対象者のうち、非課税年金である障害年金・遺族年金の受給者を対象に給付を行うもので、対象見込み約250人に対し、一人当たり3万円を給付いたします。

次に、77ページをご覧ください。

障がい者福祉費ですが、説明欄中段、扶助費の訓練等給付費は、就労訓練を行う方やグループホーム利用者の増加により、942万円増の2,808万円を計上しております。

少し飛びまして、86ページをお開きください。

中札内保育園業務費ですが、上段、賃金の保育士及び調理員代替賃金、嘱託保育士賃金は、入園希望者の増加と、昨年8月からの土曜保育の実施に伴い、必要な嘱託職員及びパート職員を確保するため、272万7,000円増の5,831万7,000円となっております。

続きまして、衛生費ですが、97ページをお開きください。

保健センター管理費、説明欄上段、工事請負費の保健センター屋上防水改修工事1,310万円は、執行方針でも触れましたが、屋上に溜まった雨水が排水されず、施設内の浸透、流入が見られることから、防水工事とルーフドレン、排水口の改修を行い、施設の長寿命化を図るとともに、利用者に安心して使用いただくことを目的に実施いたします。

以上で、概略の説明は終わりますが、所管事業の一部について、各会計予算に関する資料の事務事業説明書に掲載しております、まず15ページ上段には、歳入ですけれども、常設保育所負担金及びへき地保育所手数料にかかわる保育料の負担軽減額の詳細を記載してございます。

若干飛びまして、21ページ上段、こちらは福祉車両の購入事業、下段には、緊急通報システム事業、次に、22ページには、移送サービス事業委託と障がい者就労支援事業を掲載しております。

1枚飛びまして、24ページから27ページの上段にかけましては、母子保健、食と健康づくり、予防接種、各種健診事業について掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、福祉課関連予算の概要説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 次に、山崎住民課長、お願いします。

○住民課長（山崎恵司君） それでは引き続き、住民課所管の特徴的な事業について説明をさせていただきます。

予算書の78ページをお開きください。

6目社会福祉医療費です。

前年度より190万円ほど増加し、3,400万円ほどと見込んでおります。

右側の説明欄下段、扶助費で、一人親医療費については40万円ほどの減額。

次のページ、79ページ説明欄上段、重度心身障がい者医療費は20万円ほどの減額。

その下段、乳幼児等医療費については150万円ほどの増額でそれぞれ見込んでおります。

子育て支援の重点施策である児童生徒特別対策医療費については、先ほど最後に説明をいたしました乳幼児等医療費に集約をし、予算計上をしております。

また、先ほど決定いただきました新規条例の制定に伴い、6月より現物給付化されますが、このことに関連する予算として、医療費換価の請求人手数料80万円ほど増額しております。

次に、82ページをお開きください。

9目の後期高齢者医療費の説明欄、負担金補助及び交付金の療養給付費負担金ですが、北海道後期高齢者医療広域連合における療養給付費の総額。

かつ、本村の療養給付費、どちらも増加していることから、370万円ほど増加し、4,000万円ほどと見込んでおります。

その下段、保険料の軽減措置に伴う補てん制度である保険基盤安定繰出金は、前年度並みの1,240万円ほどと見込んでおります。

次に、4款衛生費です。

94ページをお開きください。

3目の診療諸費で1,800万円ほど増加しております。

これは95ページの説明欄下段の工事請負費で、消防法の改正により、診療所にスプリンクラーを設置する自動消火設備設置工事2,300万円を計上したことによるものです。

なお、特定財源では、国の補助金1,900万円を計上しております。

次に、5款労働費です。

106ページをお開きください。

1目の労働対策費で、説明欄中段、失業対策費、28年度についても引き続き雇用対策事業を継続することとして、賃金400万円ほどを計上しております。

以上で、概要の説明は終わりますが、事業の一部については、各会計の予算に関する資料の23ページに上段、下段どちらも、先ほどちょっと概略は説明しておりますけれども、事業の概要を掲載しておりますので、参考にご覧いただきたいというふうに思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 概略説明が終わりました。

これから3款民生費、4款衛生費、5款労働費についての質疑を受けたいと思います。

4番中西議員。

○4番（中西千尋君） 3款のところちょっとお聞きをいたしたい項目がございます。

報償費の件、社会福祉費というところで、社会福祉員報酬費12名分。

これは多分、民生児童委員の報償費かと思えますけれども、この金額、多分ここ近年変わっていない金額と思えますけれども、非常に村長がおっしゃっておられる高齢者福祉の中で、この金額、非常に、12名の多分報償費になるかと思えますけれども、ざっくりばらんに割りますと、10万円に満たない金額でございます。

これの、道からの多分活動費として入っておる100万円に満たない金額。

それに、村からの金額が足ささってのこの金額かと思えますけれども、ご承知のように、非常に高齢者、福祉、重点的な問題かと思えます。

当村、いつも民生児童委員の選考にあたって、12名すぐに選考委員会で決まって皆さんをお願いをしているという経緯があるかと思えます。

近隣町村では、特に大都市になりますと、この民生児童委員も非常に決まらないで、補欠のまま進んでいるところもありますので、この金額、よく聞かれます。

年額でこの金額なのですか。

最初は月額って聞かれるのですね、この報償費。8万何某、これは年額ですと答えた時点でもう、民生委員になっていただく方が非常に少なくなるということも含めて、道からの負担金のほかに、村から社会福祉員の報酬費として若干上乘せしてある分、ここがどうにかならないのかということの質問をさせていただきたいのですが。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） ただいまのご質問ですけれども、本来、民生委員さんの名称で言いますと、無報酬で活動をいただくというのが原則になっているかと思えます。

それで、中札内村におきましては、名前を変えて、社会福祉員という形で委嘱させていただいて、村の方から任命して活動いただくということで、ちょっとこの金額は数年据え置きになっているかと思えますけれども、まず、増額する予定は今のところございません。

それで、69ページの上段、紙面のちょうど中段にありますけれども、道から入っているお金につきましては、このうち90万5,000円ということになってございます。

それ以外に、村の方については、報酬以外に、旅費、あと、会議等の負担金というのを別立てしてお支払いしている状況でございます。

○議長（高橋和雄君） 4番中西議員。

○4番（中西千尋君） 説明わかりましたけれども、この金額は多分町村によって非常に金額のばらつきがあるかと思えます。

この金額か、もう少し、町村によって、今言われました社会福祉員という形の部分で町村独自に上乗せして、10万円を超えている町村もあるように聞いてございます。

そこらも含めて、ご説明のいただきました民生員活動費という形ではなくて、今言われた社会福祉員という形での報酬費ということではありますけれども、ご承知のように、民生委員並びに児童委員という項目で、非常に児童についてのいろんな調査、協力等々もございまして。

そこらも含めて、当村、今までかかわっていた関係上、非常に被保護世帯も他町村から見ると非常に少のうございます。

そういう村のいろんな行政の進めで、その件も理解させていただくことではありますけれども、その分、非常に各家庭の訪問、それから、高齢者世帯の見守り、非常にここ近年、この職に対しての職務が非常に多くなってきておりますし、いろんな形で動いていただいているかと思うのですけれども、再度、先ほどの説明の報償費の増額が、ほかの分で、児童委員なり何なりでプラスになることがないのかどうか。

再度お聞きします。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 今、議員がおっしゃられた通り、どこの町村もなり手がいないという問題抱えているのは承知しております。

それで、先日、ちょっと今日資料手元にないのですが、十勝管内の自治体で、民生委員の報酬だとか旅費だとか、さまざまな経費にかかわる調査した結果がちょっと出ているのですが、それをざっくりですけど見たところ、道の方からいただいている金額の中で収めている町村が多いのは実態であります。

ただ、活動に対してということであれば、ご苦勞いただいているのも承知していますので、今後、研究だけはさせていただこうかなと思っています。

○議長（高橋和雄君） 4番中西議員。

○4番（中西千尋君） それでは、今ご説明いただきましたこの件に関して、ぜひ、他町村の含めた形でのご研究をお願いして処理します。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお伺いしておきたいと思えます。

そのほか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 先ほど質問しようと思ったところが今ここにきたかと思えますけれども、今までの福祉バスの廃止によって、その福祉バスを利用していた団体が今後どうなるのかなというところのお答えが、先ほど69ページの中に自動車借上料ということで盛り込まれていることかと思えます。

それで、では、そうすると今まで利用していた団体は、その福祉バスに変わるバスの手当ですとか諸々の費用が発生しないで済むという考え方でいいのでしょうか。

例えば、老人クラブの人たちが、今まで福祉バスを利用して行事を行っていたこととか、そういうような団体は、費用が発生しないという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 先ほど概要説明の中でも若干させていただいたのですが、福祉バスの廃止に伴って、管内管外問わず、大体ですけども、社会福祉協議会の老人クラブの連合会、あとはボラアンティア団体、そういうのを含めまして、年に10回未満、8回ぐらいですかね。行事としてあります。

大きいのでは、遺族会の旭川の護国神社参拝ですとか、これを2泊3日で行くものかと思えますけれども、これらを全部貸し切りバスということで算定して、大枠ですけども、150万円程度かかる予定であります。

200万円に計上しているのは、年によって行き先が違うという状況もありますので、それに見合うような形で、負担はなしに、この中で、村の方で負担させていただいて行っていたかというのを原則にしています。

ただ、今まで通り、福祉バスのように、研修だとか行った先で、ここも寄りたいのだけど周ってほしいという動きは制限されることになります。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 実は、その福祉バスを利用していた団体から、どうなるのか心配が私のところがありましたので、今お聞きしたのですが、やはりこのことに対して、これからもこのことを、村として助成していただければ、いろいろな団体も、その事業が続けられるのかなと思えますけれども、それがなくなると、今まで利用していた団体もその事業が続けられなくなることも考えられるのですけれども、その点、今後、ずっと続けられるのか、それともある程度こういう、助成がなかなかできなくなるからちょっと方針を変えてくれというような、そういう団体に対して働きかけをしていくのかという。

今後の方針ですね。

それはどのようにお考えになっているのか。

そこまで考えていなければ、これから考えていただくということになるかと思えます。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 福祉バス自体がこれまで二十数年、同じ形で運行してきて、このたび、借上バスという形に変わるので、これによって、1年2年で切るよということは今までは考えてございません。

各団体の周知については、一応予定で10月からということですので、当面、年度の半分は今まで通り使っていただけるということで、遅いと思われるかもしれませんが、年度明けてから、各団体に入ってそれなりの説明をさせていただくつもりであります。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） その今の件については終わります。

次にですけども、この予算書の中にはないのですけれども、執行方針の中で、保育型認定

こども園に移行する準備をしますということがありましたので、その中でちょっとご質問したいのですけれども、この移行というのは、子育て支援制度、新しい制度ができたことによって、村もその制度に移行していこうという考えのもとで準備されていくのかなと思いますけれども、29年度に向かってこの事業をやるということかと思うのですけれども、この実施にあたっての準備内容というのはどういうものがあるのか。

そして、認定こども園になるということは、保育的な機能と幼稚園機能が一緒になるわけですから、多分複雑な運営になるのではないかなと思いますけれども、そういった整備もされることかなというように思います。

その準備の内容について、お尋ねいたします。

○議長（高橋和雄君） 川尻保育園長、お願いします。

○福祉課保育園長（川尻年和君） 認定保育園の関係について、説明申し上げます。

29年4月1日、認定保育園を目指して取進めていく予定をしておりますが、まず、28年度は、新年度早々、他町村で認定こども園になるところがあります。

そういったところを数箇所視察して、どんなカリキュラムでやっているのか。

それで運営方法はどんなことをしているのかということ視察してきたいと考えております。

その後、本村としてのカリキュラム、そしてどういうふうにしていくかということ、運営方法をどういうふうにしていくかということ10月ぐらいまでにまとめまして、現在利用されている方も含めた、利用者の説明会を9月10月ぐらいにしたいというふうに考えております。

併せて、認定こども園にかかわる条例改正等があります。

そういったものについては、12月議会に出せるような形で取進めていきたいというような方向で考えております。

あと、準備ということでございますけれども、今、保育園でも各クラスの担任によるカリキュラムというか、そういった授業をやっています。

保育園として統一したような授業はやっていません。

保育園として、各クラスでそういったことを進めているのですけれども、保育園としてどうするかと。

そういうことをまとめていく。

そんなような作業になるかと思えます。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） わかりました。

大体進める内容は。

それで、カリキュラムとか利用者の説明会はするということはいいのですけれども、この運営にあたって、職員がたまたま保育士だけを取って今働いている方。

また、幼稚園教諭の免許を持って働いている方、それぞれいらっしゃるかと思うのですけれども、この認定こども園を運営していくにあたっては、両方の免許を取得していることが一番運営していく中ではベストなのですね。

それで、今この新制度になるにあたって、国はこういう片方しか持っていない方に対して、短期間の講習を受けることによって両方どちらでも取れるような整備がされていくのかなというように私は気がしているのですよね。

それで、今の状態の中で、どちらかしか持っていない人がいると思います。

その人たちに対して、講習なり何なりを受けることによって両方取れるようなことに対する援助をしていくのか。

支援をして両方取ってもらうような体制の支援をするのかどうかというのちょっとお聞きしたいので。

それと同時に、上札内の保育所はどういうような状況に、この認定保育園になったときにどういう体制になるのか。

その2点について。

○議長（高橋和雄君） 川尻保育園長。

○福祉課保育園長（川尻年和君） 今、男澤議員からあった質問に回答したいと思います。

今年度、平成27年度から、今実際には保育士の資格を持っている方がほとんどです。

それで、何名かが幼稚園教諭という免許を取得していない方が数名おります。

そういった方に、今、帯広大谷短大の方で、半年受講して、幼稚園教諭が取れるというような形で今動いています。

実際に私どもの保育園からも4名、今実際に行って、幼稚園教諭の免許取得に向けて、土日使って行っているような状況があります。

この経費にかかわる支援ということでございますけども、こちらの方については、認定こども園に向けて、3歳以上のクラスについては、両方持っていなければならないというような形があります。

そういったことも含めて、この部分については実際自費で行っていただいている現状があります。

必要とする免許ということも含めて、この辺については、支援をしていない。自費で行っているというところです。

あと、上札内保育園なのですけども、現在、へき地保育所ということで、認可外保育所ということなんです。

ここについては、認可保育園の基準に満たないことから認可外ということになっていまして、継続でへき地保育所と運営していくというような形になります。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 先ほど私もお尋ねした中で、片方しか免許の資格がない人に対しては、今、幼稚園免許資格を取るために、4名の方ですか、行っているということで、その人たちは自費で行っているという内容だったのですけども、この費用としてはどれぐらいかかっているのでしょうか。

そして、このある程度助成をしたり何か支援をするということによって、その方たちが、今後、認定こども園になって、いろいろこれからの事業を進める中で、やはり気持ち的に支援していただいた。だからここで頑張ろうという気持ちになってもらえるのではないかなと思うので、そこら辺やはり、金額面もそうですけれども、行きやすい体制づくりというものを考えてやっていくべきではないかと思っておりますけれども。

そういうようなことのお考えについて、もう一度お尋ねします。

○議長（高橋和雄君） 川尻保育園長。

○福祉課保育園長（川尻年和君） 今、幼稚園教諭取得に向けて通っている費用であります。概ね10万円以内というふうに聞いております。

それと、帯広大谷短大を卒業した方についても、7割で、そういった形で経費で済むというようなことで、大半が帯広大谷短大卒の方なので、そういった方が今通っております。

それと、今、保育士として正職員いますが、大半の保育士は両方の免許を持っています。それで、どこの時点かちょっとわかりませんが、今、4名の方ともう一人いますけども、今、育休で休まれている方なのでですけど、もう一人いますが、で、正職員は双方の免許を取得することになります。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） ちょっと私理解ができなかったのですが、大谷短大を卒業した人は、幼稚園教諭を取るために負担が、本当は10万円かかるのだけど7万円の補助があって3万円できるとする私解釈したのですが。

そういう解釈でよかったのでしょうか。

そして、土曜日、日曜日、何箇所かかってこれを取ることができるのか。

やはり土日、月曜日から多分金曜日までびっしり働いて、その後、土日、この勉強をしに行くという負担が多分大きいのではないかと思うので、そこら辺の勤務時間の体制をちょっと考えてあげるとか、そういうようなことができれば、今後の運営にとっても便利というか、いいのではないかなと思うので。

もう一度その点お答えください。

○議長（高橋和雄君） 川尻保育園長。

○福祉課保育園長（川尻年和君） 今の質問にお答えしたいと思いますが、すでに、5月から概ね11月末だったと思いますが、その講習は終えて、後、職場からの推薦書というような形で北海道に申請することになります。

それで、保育士への負担の軽減ということで、例えば、今、土曜保育1日やっております。

そういった場合は、土曜保育はその週は入れないとか、そういったことで、必ず休む、1週間でも1日でも休むというようなことで、連続でそういったようなことにならないような形で取組んで、日程表、もしくは勤務表をつくっているというような状況です。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） では、もうほとんどの方は講習が終わって、後はもう申請をするという段階にあるということなのですね。

わかりました。

そこでもう1点だけ。

例えば、この認定こども園になるということは、幼稚園教育ということにも取組めるというような中身になると思うのですが、その中で、例えば、特徴ある教育を考えているのか。

例えば、英語のそういう授業などを盛り込むような考え。

特別な教育的なものを盛り込むような考えがあるかどうか。

その点、もう一度お願いします。

○議長（高橋和雄君） 川尻保育園長。

○福祉課保育園長（川尻年和君） 今の質問に答えたいと思います。

まだ他町村がどのようなカリキュラムをやっているかというのをまだ視察してきていないという状況もありますので、現段階では答えられませんけども、一応、カリキュラムの中では小学校へ、集団生活が取れるとか、小学校に上がったときに対応できるとか、そういったことが認定保育園化しても、幼稚園の中のカリキュラムになってきますので。

英語とかそういうことについては、やっているところがあればまた、研究材料として考

えたいと思いますけども。

とりあえず、視察した中で研究させていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 私もやはり中札内村には保育園しかないの、保護者の中には、やっぱり幼稚園もある方がいいなというような声があったので。

これが、今、今度の認定こども園になることによって両方の機能を持った認定こども園としてスタートができるということで、いろいろ期待をするところがあるので、ぜひ、充実した認定こども園になるような努力をしていただければと思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきたいと思います。。

そのほか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは何点かお伺いをいたします。

総務費の冒頭でお話しました賃金の関係ですが、就労センターの賃金です。

これについては、社会福祉協議会というか、支援センターで決めるものですが、村とのかかわり合いが非常に多いということで、ぜひそんなことで連携する中で対応してほしいなというふうに思うのですが、まず、就労センターの1時間当たりの単価ですね。

これはいつごろから幾ら改正してきたのか。

まずお聞きをしたいなというふうに思います。

それから、ポロシリ福祉会の運営費補助2,000万円程度ありますが、内訳がありませんのでちょっとわからないのですが、今年30周年を迎えるということで、ちょっと調べてみますと、のぞみ園が昭和61年の4月開設をして、30年になるのですね。

その後、みのり、ひばり、恵津美ハイツというようなことで、10年20年、その間ずっと建設してきておるわけですが、総体的にかなり老朽化してきているのではなかろうかというふうに思います。

これはポロシリ福祉会自体でのそれぞれ補修ということになりますけども、国の方もかなり財政が厳しいということで、なかなか思い通りの形にはいっていないのではないのかなというふうに思うのですが、これ、昭和61年からですか、中札内も福祉村ということで、先輩各位が取組んできて、そういう年限になるのですが、そういった意味で、村も全面的にバックアップする中で、適正な運営ができるようにと。

当然理事者の方も考えているというふうに思うのですが、それでちょっと内訳がわからないのですが、補修費のそういった施設のものが何点か入っているのかちょっとわからないものですから、その辺の状況について、まずお聞きをしたいなというふうに思います。

それと、どこで言えばよかったのかちょっとわからないのですが、今年4月から障がい者の差別解消法ということで、4月施行ということになりますよね。

その法律の中身としては、行政機関あるいは企業が障害の有無を理由に差別を行うことを禁止をすると。

新聞でもちょっと出ていましたけども、行政機関については義務、あるいは企業については努力義務というこんな法律の中身ですけども、各町村の対応として、帯広市や職員の対応についての策定を終えているというのかな。

そんなような状況で、ほかの町村も検討中とか、今作成しているというそういう状況や何かもちょっと出ていたものですから、本村としては、どのような、これに対する対応を取る予定なのか。

その辺を教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） まず1点目ですけれども、社会福祉協議会の就労センターの1時間当たりの賃金ということです。

こちらは、直接社会福祉協議会の事業の経費に入っていないお金のように、先ほどちょっと確認してきましたけれども、賃金表については、村に準じて行っているということで、村は平成26年度に改正していますけれども、それに準じて単価を決めているということです。

特殊な業務については、社協独自の単価ということで設定、似たような業務に倣って単価を設定しているということでもあります。

例えばですが、一般の雑役で言えば、村が840円、1時間当たりですけれども、社協においても840円。変わらずということになってございます。

続いて、二つ目のポロシリ福祉会補助金の内訳と村のバックアップでよろしかったでしょうか。金銭面の。

修繕費だけでいいのですか。

補助金につきましては、事業にかかわる助成ということで、一応この中には施設の管理費、燃料費だとか水道料というの含まれていますけれども、その赤字の分を補てんするという形で2,200万円余り、村から補助を行っているものであります。

この中に、修繕費としては、軽微なものについては施設側で対応するというので、この中でやっていただいているのはあるかと思えますけれども、数百万円になるような大掛かりなものは入ってございません。

これについては、もしそのような必要が生じた際は、村の方と随時検討していくという話になっております。

3点目です。

障がい者差別解消法の関係です。

先日、新聞に掲載されましたでしょうか、状況。

中札内村の状況におきましては、まだ着手していないというのが実態です。

ただし、28年度において、この取組みを進めていくという検討段階にこれから入ってくる状況になっています。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） まず、就労センターの賃金の関係ですけれども、村と同じ額ということで、総務費の中でも冒頭、ちょっと議論をいたしましたけれども、北海道の最低賃金から見たらクリアしているわけですが、私どももこういった高齢者の人と何人かから聞いているものですから、あえて質問するのですが、高齢者としては、このことというのは生きがいもあって働くというのが一つですし、もう一つは、生活が大変なので、副収入を得るためにやっているのだというのも現実の問題なのですね。

それでその人たちとちょっと話すると、やはり国民年金だけの人が多いのです。

そしたら皆さんおわかりの通り、非常に横ばい、あるいはまた、いろいろ算出の仕方もありますけれども、下がっているような状況の年もあるということで、非常にお金的にいくと、非常に大変だということを聞くのですよ。

ですから、生きがいと合わせて、一生懸命高齢者の人はそういうことで動いて活動しているわけですから、少しでも村が許す範囲内で、そういった福祉協議会と連携する中で、

対応していくべきではないのかなというふうに思います。

冒頭、総務費の方で言いましたけれども、公務員については国家公務員に準じて、1%、2%上げるときはきっちり上げてきているわけですから、ぜひそんな感覚で、就労センターだけの賃金でないかもしれないですけども、ぜひ、そんな立場で全体見直す中で改善をしていってもらいたいというふうに思いますので、その辺の意思確認をしたいなというふうに思います。

それと後、ポロシリ福祉会の施設の関係ですけども、改修費については、今回、この予算の中に載っていないということですけども、私が聞いたのは、そういう要望があったのかどうか。

要望があってこれに載らないということは、したけども落ちた額があるのかね。

それは結果的に仕方ないことですが、その辺の状況について知りたかったので、もう一度お願いをしたいなというふうに思います。

それと、障がい者の差別解消法ですね。

これについては、法律、今年から施行していくわけですから、各町村として今年度、職員の対応要領なんかも道に準じてつくるやに新聞で読んでいるわけですけども、ぜひ、そこから、管内町村に遅れることなく、ぜひ歩調を合わす中で、ぜひマニュアルなどもつくっていくべきでなかろうかなというふうに思いますので、再度お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 就労センターの賃金ですが、先ほども説明の中で触れました通り、26年度に改正しております。

このとき、先ほど言った雑役の賃金が760円から840円まで80円加算して改正しているわけですね。

これ以降、まだ2年しか経っておりませんので、すぐという必要性は今のところ感じておりません。

2番目、ポロシリ福祉会修繕費です。

予算の積算の段階で、1件恵津美ハイツの照明機器を改修したいという話がありました。

理由については、ここと同じように、奥まった構造になっているものですから、下に当たる光の量が少ないということでした。

話はいただいたのですが、私の段階で、緊急性はないという判断をさせていただいて、28年度には計上しておりません。

あと、3点目です。

障がい者差別解消法については、議員のおっしゃる通り、遅れることなく進めてまいります。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 賃金の関係についてはあまり細かい話はしたくないのですが、基本的に先ほど申し上げたようなことで、低いのではなかろうかということで改善する予定はあるよということで申し上げたことなのですが、確論的に、26年に760円から840円に上げたから、27年上げない、28年も上げなくていいというような、そんなことでちょっと聞こえるものですから。

その辺はシビアな考え方になると、先ほども言ったように、北海道の最低賃金制については、それぞれ1.9、2.1%ということで毎年最低賃金についてはそういうことで改

善しているのですね。

だからぜひ、基本的な、先ほども言いましたけども、そんな感覚で、許す限り、懇談する中で改善してもらいたいなということです。

あと、ポロシリ福祉会の施設の関係ですね。

要望がなかったということですからいいのですが、かなり老朽化もしている施設が段々多くなってきているわけですから、今後、どういう要望が出てくるのか。

それは国の補助なりポロシリ福祉会でやれる部分はいいのですが、それやらなくて雨漏りがするというようなことでいろいろ出てくれば、村としても、財政的に大変ですけども、そんなことが起こらないようなことで、一つ、今後とも適正な運営ができるような配慮を、もし要望があれば対応をしてもらいたいということです。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきたいと思いますが、田村村長。

○村長（田村光義君） ちょっと視点で、賃金のところだけおっしゃっていたので、村としてこういうこともやっていますということをこの場でお話した方がいいかなということです。

ご意見の意味がよくわかりますし、ただ、賃金ベースというのは、極端に生活というか、困窮とあまり結びつけないので、やはり段階的に状況を見ながらというのは先ほどから説明させていただきました。

同じこの審査の中で、労働費の方の、二つあるのですが、106ページで労働雇用対策事業賃金、いわゆる冬場に、就労センターも同じでしょうけども、それ以外の方も含めてどうしても仕事が少なくなるということで、お正月前に少しでもそういったことで稼いでいただくことがいいなということで、もうずっと継続してやっているこれの中身を見ますと、就労センターで働かれています方が相当数いらっしゃるということで、裏返すと、生きがいは、表面上の話で、やはりそういったことで、先ほど国民年金の話もありましたけども、少しでもそういった生活費ということで、このことは継続してやっておりますので、片方の賃金を幾らかというよりも、こういう対策を継続しながら、その状況を見て、どうしても冬の期間ですから、これが2倍も3倍もなるということはなかなか仕事量として難しいのですが、他の町村であまりやっていないことを、労働対策としてやっておりますので、その辺のバランスを見ながらやっていきたいということの一つ付け加えさせていただくと、課長の方からほぼ答弁したのですが、ポロシリ福祉会、今までも、今回、どの規模をどうやるかというのは打合せはさせていただいていますし、ちょっと言い方おかしいですけど、理事長さん、中西議員が理事長さん時代に、長期的なそういった改修計画というのを見せていただいて、その都度、それはあくまで実行予定の計画でしたから、村としても、こういったことで大きな改修が、あるいは改善といたしまししょうか、全部がオーケーということではありませんけども、その都度、制度を使う、あるいは法人として積み立てて準備をされているそういった財政的な打合せをしながら、可能な限り支援をしていきますということは伝えているつもりをしておりますので、今回はありませんけども、それほど、どうぞどうぞというほど、財政大変厳しいですから、できるだけお互いに歩み寄りながらお金をかけないでとはいいいながら、必要なものについてはやっていくという姿勢を伝えてありますので、ちょっと付け加えさせていただきました。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 村長としての考えわかりました。

高齢者賃金、村長も同じこと考えているのかなというふうに思うのですが、あまり繰り返

返しはしませんけども、どうも聞いていると、生活するための労働ということで、一生懸命きているみたいなのです。

それで、一般の人はあがるけども、なかなかたまにしか上がらないというような愚痴も聞きますのでね。

総体的に、村に準じて、1時間当たりの賃金ということですから、それらも併せて、総体的にやっぱり、1%だ2%と言わなくて、可能な限り、その辺の改善について、幾らとは申しませんが、来るべきときについては、そんな改善もしてやるべきでないかなというふうに私は強く思いますのであえて取り上げているので、ひとつよろしく願いをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見として処理させていただきたいと思います。

そのほか、ご質問ございませんか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） ナンバー16の資料の中の24ページにあるこの七色献立プロジェクトについて、もう少し詳しく内容、どういう内容で進めてどういう効果を求めているのかという。

ちょっと事業の進める内容ですね。

そこをもうちょっと詳しく知りたいので、その1点についてお願いします。

○議長（高橋和雄君） 高桑福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（高桑佐登美君） ただいまの男澤議員の質問ですけれども、野菜の色には秘密がある、七色献立プロジェクトということをちょっとスローガンにしまして、中身としましては、村民の方全体にもっと野菜や豆類の摂取を、たくさん食べていただいて、健康効果も理解していただいて、知識やそういったものの普及を図っていくというようなことが主な活動になります。

事業的には、講演会のテーマを、食とか健康について、ちょっと特化したものでやりたいなというふうに思っていることと、今年度要請をさせていただきました食育サポーターさんたちともちょっと協力をして、野菜料理のレシピをつくってみるというようなことで、住民さん向けの料理講習会なども計画をしております。

ちょっと特徴的に思っていますのが、生産者の方たちとも少し協力をして、野菜を生産されている方についても一緒に学習をしながら、協力をいただきながら、進めたいなということで、今まだ役員会のレベルですけれども、話をしているところでございます。

効果というところですが、中札内村は食の課題として、肉類、魚類の摂取がちょっと多いですとか、塩分が多いですとか、菓子パンとか菓子類の摂取が多いということがちょっと課題に上がってきていますので、野菜の摂取を増やしたり、食物繊維の摂取を増やして、少し健康の方にも効果を上げていきたいというふうなところを目標としております。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） やはり村の課題としている健康問題に向けて、この取組みをされるのかなという理解をいたしましたけれども、対象者は全村民をということで、何回ぐらい予定をしているのかなということと、それと後、生産者に協力をしていただくということは、例えば、料理講習をするときに、その料理の材料を、中札内村で生産されている食材を利用するというそういうような内容なのか。

それとも、どういう内容で生産者がかかわるのかということをちょっとお尋ねしたいと

思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（高桑佐登美君） まず回数ですけれども、講演会につきましては1回予定をしています。

住民さん向けの料理講習会も1回。

あと食育サポーターさんのレシピ集の作成、あと研修会も1回予定しております。

あと、継続の事業ですけれども、保育園の方でも食育の授業を少しやっておりますので、そこら辺も継続をして、できれば保護者の方も巻き込んで進めたいなというふうに考えております。

先ほど、生産者の方との協力のことをちょっとお話をしましたが、議員が言われる通り、考えていますのは、こういうような料理講習のときに食材を提供していただくような、地場産品の野菜を提供していただくというようなことですか、これまたちょっと役員さんとの話なのですけれども、その講演会に来ていただいて、一緒に試食になるのかちょっとまだ未定な部分はあるのですけれども、講演会等にも協力をしていただきたいなというようにちょっと考えております。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） この野菜の色で、やはりその効果がわかるということは、実際にビタミンAが体の効果としていいのかというよりも、例えば、ほうれん草を食べたら健康にどう結びつくかというのを、そういうようなことがわかればとって、この野菜を食べたら目が見えやすくなるという、すぐには効果はないのだけでも、そういうような効果がわかるような講習内容であったり、そういう利用の方法が皆さんに伝わって行って、そういう野菜を摂取しなければならないということが村民に意識が持ってもらえれば、この事業が成功していくのかなというように思いますので、その成果を見ながら、今後、1回ではなく、もうちょっと増やすとか、そういうような方向に結びついていければいいなというように思っております。

私の意見として。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお伺いしておきたいというふうに思います。

そのほか。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） それでは予算に関する資料16番の同じく24ページ。

こちらの新規プラス継続事業ということで、妊娠中から産後の切れ目のない支援ということで上げられておりますけれども、これはちょっとパッと読んでいるのですが、どのような形で、このような事業でこんな効果を期待しているというような、ちょっと具体的にわかりやすく説明していただけたらなというふうに思っております。

これ、中、いろいろ妊産婦教室等いろいろ設けられていますけれども、これ、託児等は、以前からそういうようなことは、託児ですね。

基本的には初めてお子さん生まれる方をメインターゲットにされているのかなと思うのですけれども、今、二人目三人目の方のための託児等のサービスを用意する考えはあるのかということですね。

この七色献立プロジェクトについても一つ伺います。

初めての新規事業ということなのですけれども、これ例えば、実際にこの七色献立、野菜を、こういういい野菜を摂ると、こんな健康にいい効果があるよと。

今、男澤議員の方からもあったのですけれども、モニター的な参加者を募って、実際に積極的に、継続的に取組んでもらって、こんな効果があったというような、そんな取組みなんかを考えてられるのか、ちょっと伺います。

○議長（高橋和雄君） 高桑福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（高桑佐登美君） ただいまの森田議員のご質問ですけれども、まず妊娠中から産後の切れ目のない支援というところで、特に新規的な取組みは具体的にどういうものかということかと思うのですけれども、実は妊産婦教室というのは今までもずっとやってきているところですが、なかなか第一子目のお母さんですと、仕事を優先されていたりですか、長年の生活習慣がずっとベースにあって、なかなか妊娠をきっかけに生活を見直す機会も少なく、どうもちょっと後回しでというようなところが気になっていたところでもあります。

なので、ご案内してもなかなか出てきてくださらなかったりということも現実ありました。

それで、やっぱりせっかく教室を用意しても来ていただけないといけないかなというふうに思いまして、今回ちょっと大幅に内容を見直ししております。

まずは、骨盤ケアですとかヨガですとか少し体のケアにちょっと心向着けていただきたいというようなことですとか、虫歯の予防やお料理ですね。マタニティクッキング、栄養のバランスなんかもそこでお伝えをしたいというふうに思いますので、そういう内容も組入れています。

今までは、2回妊娠中にお呼びをしているのですけれども、1回ずつしかご案内ができなかったのですが、同じ内容を何回かやっていますので、妊娠期間中であれば何回参加していただいてもいいという。

1回目ご都合が合わなくて来れなくても、2回目のときには参加していただけるような、そんな内容でちょっと余裕をもってご案内をしたいというふうに思っています。

さらに加えて、発達応援教室といいますか、赤ちゃんが生まれた後の生活も少しイメージをしていただくために、赤ちゃんの扱い方というか、お世話の仕方だとか、そういうようなことも少し教室の中で伝えていきたいというふうに考えております。

それから、託児のところですが、今までもそうですけれども、やはり上のお子さんもいらっしゃる方も多いので、託児を用意して参加していただく方のお子さんを別室で託児をするというようなことは、ほかの事業についてもやっております。

七色献立プロジェクトのモニター的なものということでしたけれども、ちょっとまだそこら辺までは考えていないので、やっぱり長期的に摂取していただいて、体の中変わってくるということですので、ちょっとこれを事業化する前に、ほかの町村の取組みなんかも見ていたのですが、大学と提携したりとか、長期的に見ているところも多かったのですが、将来的にはちょっとわからないですけれども、今すぐにはちょっと取組めないかなというところでいます。

○議長（高橋和雄君） ちょっと1時間以上過ぎましたので、30分まで休憩を取りたいと思います。

休憩 午後 3時17分
再開 午後 3時30分

○議長（高橋和雄君） 全員揃いましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思いません。

3款民生費、4款衛生費、5款労働費についての質疑を受けたいと思います。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） それでは予算書83ページの放課後児童クラブ運営委託についてお伺いします。

こちら前年度から受入時間も延長というか、前倒しというのでしょうか、広げて、さらに受入学年も5、6年生、6年生まで受け入れるということで、利用者の方にも大変喜ばれているというような報道もございました。

また、これ新年度、同様な形で運営されていくのですけれども、実はこちら、6年生も入るということで、より実は教育面への配慮というか、これちょっと管轄が教育委員会にもかかわることなのかもしれないのですけれども、要するに学校が終わって放課後ですね、放課後の過ごし方、どのように過ごすのかというのは非常に子どもの教育上大きな問題でして、もちろんいろんな学年の子どもたちを楽しく遊ぶという経験も素晴らしいことだと思うのですけれども、しっかりと家庭学習の定着というのでしょうか、そういったものへの配慮も必要ではないかと思うのですけれども、その辺の子どもたちの、5、6年生に限らず、利用している子どもたちの学習面のフォローというか、そういったものをどのように進めていて、今後はどのように進めていくのかの方針を聞かせてください。

それと、一つ確認したいことができたのですが、認定こども園に関するところで、これから幼稚園の要素と保育の要素と、教育と保育と両方の要素を兼ね備えるということで、非常にどこが管理していくというか、バランスが難しいというか、一つの施設の中で、幼稚園の機能と保育の機能を分離させるのか、うまく融合させていくのか。

そういった何か方針というか、今後の担当部署も含めた、何か案というか、そういったものの考えがあるのかどうか確認をさせてください。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 現在のところ、放課後児童クラブにおいては、教員の免許を取得した者はおりません。

学習面を教えるといったことではないのですが、学校で出た宿題ですとか、やる時間を設けて一定期間通われている子どもで、みんなでやるというような仕組みを取っていますし、特に5、6年生、学習面心配だというお話だったのですが、こちらの方については、一応5、6年生が指導的立場になっていただくというのも一つの形かなというのもありますので、今のところはちょっと、言われた部分に手が届いていないかもしれないのですが、28年度においては、特に新たに何かを追加するということは考えておりません。

あと、認定こども園の関係ですが、何分これからの事業ですので、どのようにやっているかというのは今手探りの状態です。

ただ、施設自体は同じ施設使いますので、幼稚園、保育を分離するという形ではなくて、ある程度融合した形でやっていかざるを得ないかなという、きちんとした答えになってなくて申しわけないのですが、今のところそういう考えです。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） まだちょっと教育の予算の方に入っていないで、ちょっと先走りすぎかと思うのですけれども、新年度、コミュニティ・スクールも導入されるという予定でございまして、地域の教育力をしっかり活かしていく、地域の人たちの力を活かすという

ことで、これはやはり、せっかくコミュニティ・スクールが始まるというような政策を提示しているわけですから、これはやっぱり放課後児童クラブもしっかりそこと連動して、教育委員会と密な相談、打合せをして、放課後児童クラブもより安心して保護者が子どもを預けられるようなそんなサービスにしていくような努力、やっぱり必要だと思うのですね。

平成28年度すぐにとというのは難しいのかもしれないですけども、やはりその検討というのは早急に進めていくべきではないかなというふうには考えております。

現実問題として、首都圏、大きな都市では、この放課後児童クラブ、民間がかなりサービス提供しております、相当差別化して、要するに学力面の充実ということ、もしくはさまざまな習いごと要素ですね。

そういったサービスを提供するような放課後児童クラブも民間ではございます。

なかなか公の部分でやることですから難しい面はあると思うのですけれども、そういったさまざまな事例を研究しながら、やはり教育面、コミュニティ・スクールに合わすと、より効果の高いサービスにしていくような検討をしていくべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

今のところ予定ないというよりは、もう、それはぜひ研究したいというそんな方針欲しいところなのですが。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 議員おっしゃられる通り、教育委員会の方とはまだ一度も学業に関して、細かな事業の調整だとかというのはしておりません。

おっしゃられるのは、形としてはいいかなと個人的に思いますし、すぐにということではないのですが、子どもたちのため、預ける保護者の安心のために、いいことがあれば採用していくよう研究していきたいなと思っております。

○議長（高橋和雄君） 上松教育長。

○教育長（上松丈夫君） 児童館と学校の方針としては学力向上のために家庭学習に力を入れていきますから、その場としてそこへ行ったときには、ただ遊んで帰るのではなくて、その場の設定、いわゆる学習をする環境を整えてくださいというところは、学校側を通じてそういう話は行っていますので。

ちょっと時間どの程度持っているかわかりませんが、学習の時間をきちっと確保して、そこで宿題をやるという時間の確保はされているなと思います。

もう一つ、さっきコミュニティの話ありましたけども、コミュニティも28年度からスタートしますが、その辺も含めてどうあればいいかなというところを論議しながら、いい方向を導き出していきたいなと思います。

子どもを育てるという視点からすると、みんな一括ですので。

教育委員会だけということでもないですし。

要するに地域で子どもを育てる、学校を支えるという仕組みですから、そういう形も含めて、今の宿題とそのことと両方合わせながら、すべての要素をそこに含めて、その運営協議会、コミュニティ・スクールで論議しながら、村の在り方を考えていくという時期だと思いますので、頑張りたいなというふうに思っています。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ご質問ございませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは何点かお聞きをいたします。

民生費でいいのか、教育委員会の関係あるのかな。

全般的に関係あると思うのですが、よく最近、子ども貧困対策というのかな、非常にテレビ、新聞紙上も騒がれていまして、国会の審議や何かも非常に、これは都会だけではないというふうに思うのですが、そんな意味でちょっと質問するのですが、ちょっと調べますと、25年の6月に法律化になったのですね。

その中を雑ばくに見ると、都道府県においては、それらの貧困対策の計画を定めることを努力義務とするよと、こういうことで北海道は策定終わったのかな。

地方自治体、市町村までは何か具体的なものが決められてはいないのですが、これを受けて、村としての現状というのかな、国においては平成24年度で16.3%の貧困率。

調査した昭和60年以降最大になっているということで、年々増えてきているよということこんなことで、国の方も非常に論議をしているようです。

これ貧困率ってどうやって出すのかなっていうことでちょっと調べますと、一般的な平均の家庭の半分しか所得がない世帯が貧困率って言うらしいのですね。

それなりに上の上部機関の方から、担当の方にもいろいろな情報だとか書類だとかという調査ということで恐らく来ているのでないのかなというふうに思うのですが、本村としてこれらの子どもの貧困について、現状としてどういうふうな認識をされているのか。

まずお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ちょっと休憩ですね。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時42分

○議長（高橋和雄君） それでは、引き続き会議を開きたいと思います。

高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 子ども貧困対策ということで、村の現状をというご質問ですね。

福祉課のサイドにおいては、村の現状把握はしておりません。

1件ごとの家庭でお金あるいは生活苦しいという方は個別の相談をいただく体制にはなっていますが、全体で何件あるのだという把握はちょっと難しいので、今のところはしておりません。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） そうすると、上部の方から特に、現状がどうだというものの調査物というか、そんなはないということなのかな。

国の方での論議を聞いていると、そういう論議がかなり盛り上がってきて、25年の6月に法律化になったのですね。

先ほど、当道府県についてはこうだということですから、恐らく市町村においてもこれから具体的な形が、何らか下りてくるのだろうと思うのです。

私の言いたいことは、貧困率を調べるとそうやって出すのですが、具体的にどうやって出すのかもちょっとわからないのですが、全国的にそういったような状況なので、本村の実態として、それらの貧困、都会と違うよと、うちは全然貧困はないのだよとか、国並みだとかっていろいろあると思うのだね。だからまずやっぱり、そこら辺の現状について、これは民生だけでなく、教育委員会だとかほかの課も全体含めたことになるという

ふうに思うのですが、ぜひ、今後予定されるわけですし、本村としては、その貧困についてはこういう実態だと。

これについてはこういう部門でこうやっているということでみんなが理解できればいいのですが、ちょっとわからないということになると、ちょっと前に進みようないので、そこら辺について意を使って、今後、何らかの形で出てくると思いますので、ぜひ前向きに捉える中で、とりあえず現状を押しえていただきたいなというふうに思います。

それに対する若干答弁もいただきたいのですが。

それから、第2点としては、先ほど健康づくりの話も出ました。

私の理解の仕方としては、ちょっと、2012年ですか、国保特定健診を受けた者の中で、全道と比較しても糖尿病の予備群かな、これが一番多いということで広報にも出ましたよね。

そんなことで具体的に、こういう食生活の改善というプログラムが保健指導の方から出てきたということですから、いよいよやる気になってきたなということできちんと捉えているのですが、それで、一昨年かな、上富良野町へ総務常任委員会の視察も行ったのですが、ここはかなりの特定健診受診率が高いところなのですが、本村の特定健診受診率をちょっと過去整理してみますと、平成20年度に40%ということで、それからずんずん下がってきて、24年度には34.4%まで下がったと。

25年度については38.7%ということで、若干戻りつつあるのですね。

まずはやっぱり、こういう特定健診受診率、最終的には自分の体ですから自分で考えることが一番だというふうに思うのですが、そこら辺を助長するための保健指導係ということで、これについても係だけやってもなかなか進まないわけで、ぜひ、健康は大事だということで、村長筆頭に村民に訴えることが、この受診率のアップにつながっていくのだろうと思うのですが、中身的に見ると、やはり健康づくりの保健師が、未受診者に対して積極的に個別訪問活動をするだとか、あるいはまた、行政区との連携を取ってという、非常に言うことは簡単なのですが、大変なことだと思うのですが、私の言いたいことは、ぜひ、25年度38.7%ということで、過去には40%もあったわけで、ぜひこれらの受診率増に向かって、より多くの人を受けていただいて、受ければ、結果的に、あなたについてはこの辺悪い、あっちが悪いということで、事後指導も徹底してやれるわけですから、ぜひそんなことで、健康づくりの元年として、ぜひこれらの食生活改善プログラムですか、活かした中で、全道一の糖尿病からならない、克服する必要性があるのでないかというふうに思いますので、改めてここら辺の意気込み等について、お聞きをしたいなというふうに思います。お願いをいたします。

○議長（高橋和雄君） 子どもの貧困についての対応ということでありましたが、答弁ありますか。

高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 貧困の対策ということですが、具体的にどのような取組みをしたらいいのかという自体がちょっと把握できておりませんので、この場では、これに関してはお答えできませんけども、幸い中札内村、それほど大きくない村ですので、個別の状況ある程度はうちの方で把握できているのかなというふうに思っております。

相談、個別にさせていただける体制にもなっているかなと思いますので。

これに特化せずに、今まで通りの形で対応はしていきたいなという考えです。

○議長（高橋和雄君） 高桑福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（高桑佐登美君） 黒田議員からの特定健診の関連する質問についてでございますけれども、平成25年38.7%ということでありまして、平成26年度は43%まで少し受診率が上がったところです。

なかなかやっぱり、きちんと受診をしてくださいということは丁寧にお伝えをしていかないといけないかなというふうに思っております。

続けてですけれども、未受診者の方には、電話なり訪問なりで直接会って勤めていくというような活動のほかに、行政区などにも出向いてお話をさせていただきたいなというふうに思っています。

27年度につきましては、出前講座といたしまして、行政区の方には、5行政区、あと、ほかの団体ということで、10近い団体にお話しをさせていただいておりますので、平成28年度につきましても、継続して取組んでいきたいなというふうに思います。

やはり健診を受けていただかないと、結果がわからなくて、結果がわからないと次の行動変移につながらないので、まずは健診を受けていただくというような活動を展開していきたいと思います。

併せて、先ほど食のプロジェクトのお話をさせてもらいましたけれども、これは広く村民の方にお伝えをしていく手段ということで取組んでいきたいと思っておりますので、両方合わせて活動としては行っていかなくてはならないのかなと。

それによって、生活習慣病を予防していくというようなところを頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 健康づくりの指導、大変、言うのは簡単で進むのは大変なのですが、とにかく先ほども申し上げた通り、糖尿病患者がというか予備群が多いというこの実態明らかになりましたので、ぜひ、保健指導中心になろうかと思いますが、村長筆頭に健康な村づくりに向けて努力をお願いしたいというふうに思います。

それと、先ほどの貧困対策ですけれども、対策はできていないという、当然そうですね。

現状わからないのだから、対策があればこれからなのですが、現状については小さい村だから把握できているというこんな力強いご意見をいただいたのですが、全国的にいけば、貧困が多いということで、十六点何パーセントですか、貧困率はさっき言ったようなことなのですが。

本当に貧困という現状が、ではどういうことなのかなという。

人がいるのかいないのか含めて現状知りたかったものですから質問したのですが、課長の話ですと、対策はできていないけれども、現状は小さい村だから把握できているのだということで、特に調査する必要ないというこんな話なのですが、私が言うのは、国においてはそういう課題を持って、貧困が多いよと。

恐らく上の方から中札内はどうなのだという実態調査もこれからしなさいということも来ると思うので。

私は、それレベルの、中札内の貧困についてはどういう現況かなということをもっと知りたかったものですから発言したのですが、何か把握できているということなので、もっと細かく知りたいのですが。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） ちょっと言葉が足りなかったかもしれないです。

調査する必要はないとは一言も申し上げておりません。

国の方でそれなりの形、見えてきましたら、それに乗ってやらせていただく。

把握できていると申し上げましたけども、それは子育てなり家庭の状況で相談に来られる方々を把握できているという意味です。

全村をくまなく、一人ひとり把握できているという意味ではありません。

失礼しました。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 質問させていただきます。

資料の25ページにあります日本脳炎予防接種事業なのですが、この事業は今年度、北海道で日本脳炎に対する定期接種をするから、それに合わせて本村も行っていくというような事業ですが、この接種方法は、ここには細かくはないのでちょっとわかりませんが、これは段階的に接種していくのですね。

1回目何箇月からか接種して、そして、1年ぐらい置いてまた接種して、またその3期目にまた接種するというので、この事業内容で、たまたま幼児・児童及び18歳から20歳までの方ということになっているので、では、中学生と小学生はどうかという疑問がちょっと議員の中でもあったので、この接種方法というのは、日本脳炎の場合は、1期、2期、3期というように分かれているから、こういうような事業の内容の説明になったのかと思うのですが、その接種方法ですね。

基準に合わせてやるのではないかなと思いますけれども、その内容をちょっと詳しく説明していただきたいなということです。

○議長（高橋和雄君） 高桑福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（高桑佐登美君） 日本脳炎の予防接種の予防接種方法ですが、28年度から北海道でも実施していくということで、一度に多くの方を対象にするということができないので、北海道で優先すべき接種対象を決めて進めていくというふうになっております。

ですので、その優先すべき接種対象の考え方に沿ってやっていくことになるのですが、まず標準的な接種の対象者として、まず3歳児の方に2回、3歳のときに2回をして、その2回目からおよそ1年後にもう1回ということで1期の接種が予定されています。

2期の予防接種は9歳、標準的には9歳ということで、全部で4回実施する予防接種になります。

28年度については、まず最優先の予防接種対象者は3歳児になります。

過去に任意でお受けになっている方がいらっしゃいます。

そういう方は、定期の予防接種として追加接種ができるということになりますので、4歳と9歳のところで、過去に任意で予防接種を受けていた方については、定期接種として追加接種ができるということになります。

それから6歳から7歳のところですが、この年齢層についても、1期の予防接種ができるというふうになっていますので、その年代の方にもお知らせをして、1期の予防接種ができることをお伝えしていく予定になっています。

さらに、18歳から20歳未満の方についても、日本脳炎の予防接種の定期接種ができる年代ということになりますので、こちらの方たちについても、20歳になる前までに可能な接種ができるということを情報提供していかなくてはならないという形になっており

ます。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） では、基本的には3歳で2回、そして1年後にまた1回するということから始まるということの考えでよろしいのですね。

それと後、今までそうやって任意で接種していた人は、2回目も、これ全部で4回受けなければならない。

それをそれぞれの年度を置いて、次に接種する、次に接種するという該当者、任意で受けていた人はその歳になったら受けれるよというようなことですね。

はい、わかりました。

それで、18歳から20歳までの方にも接種をしていただけるということも同時に行っていくということなのですが、やはり日本脳炎に対しては、やはり脳に異常をきたすという大きな問題があることがあって、この接種をしなければだめだということになったのではないかなというような理解をしているので、やはりここにも書いてありますように、海外に行ったりなんかする人に対しては積極的に受けていただいて、その予防をするということが大事かと思うので、そういったことも、広報なり何なりで知らせることが大事ではないかと思っておりますので、そういった点についての考え。

○議長（高橋和雄君） 高桑福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（高桑佐登美君） かなり広い年代の方にお知らせをしないでほしいと思っていますので、平成28年度につきましては、対象者となる方については個別にご案内をしたいなというふうに思っています。

あと、併せて、広報にも載せたり、ホームページ等でも周知をしていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） では、日本脳炎については終わらせていただきますけど、次に、100ページになりますけれども、この中で、予防接種事業がありまして、その中の一つをちょっとお聞きしたいのですけれども、この肺炎球菌ワクチン接種なのですけれども、その状況ですね。

この高齢者の肺炎球菌ワクチン接種なのですけれども、これは65歳から5歳刻みで、道の補助、国の補助というか、そういうものを受けながら実施している事業だというように考えておりますけれども、この中で、私も今年度、27年度対象だったので受けに行ったのですけれども、その中で、せっかくこのような制度が村できちんとあるのに、なかなか接種してくれる人少ないのですよねという、ちょっと受付の方からお話があったので、では、どういう状況に、対象者がどれだけいて、3月の今時点でどれぐらいの接種者がいたのか。

その点について。

それと同時に、同じような内容なのですけれども、子宮がん検診に対して。

この健診に対しても対象者に対して、子宮がん検診は20歳以上から、乳がん検診は40歳以上から、これも年齢刻みでというか、ありますよね。

クーポン券を出して。

そのクーポン券を出して受診をしてもらうその対象者と、今の、今年度末ぐらいでどれだけそのクーポン券を利用して受診したかというようなことをお聞きします。

○議長（高橋和雄君） 後から数字的なことは出してもらって結構ですか。

ということで、そしたら進めさせていただきたいと思います。

後から数字は出すということになっております。

そのほか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、2点教えてください。

101ページの胃がん健診の関係です。

ちょっと報道によると、28年度から内視鏡による健診というのかな。

2年に1回、あるいはまた、今までバリウム検査やっているわけですが、それは1年に1回ということで、新たに内視鏡が2年に1回入るというようなことで、これは厚生労働省か、というやに報道を聞いているわけですが、本村の28年度の取扱いはどのようにされていくのか。

その辺を伺いたいというふうに思います。

もう1点は、先ほどもちょっと出ましたけども、106ページの真ん中にある労働雇用対策事業賃金249万円の人工数と、これから計画していきますからわからないと思うのですが、どのぐらいの日にちをやっていくのかなど。

その辺教えてくださいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 賃金で労働雇用対策事業賃金249万円計上分です。

予定しているのは12月中旬の10日間程度です。

10日間程度で、対象者が大体30名程度で予定します。

ですので、10日間で30名、300人ということで予定をしております。

この辺は大体予算使い切るような形で、ある程度、1日分が予算が例えば足りなかったりすると、例えば、それを半日で作業をやってもらったりだとか、逆に申し込まれる人数が当然少なければ、その分日数を延ばして事業を満度に実施するようにしております。

○議長（高橋和雄君） 高桑福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（高桑佐登美君） 黒田議員の方からご質問がありました胃がん健診の件につきましてですけれども、厚生労働省から出されましたがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針というものが改正になりまして、平成28年度から、市町村においても胃がん健診は、X線、バリウムの検査か内視鏡の検査ができるということになったのと、対象者が50歳以上で、2年に1回でいいというふうな方向にちょっと変わってくるようなことで通知が出てきております。

ただ、当分の間、X線、バリウムの検査については40歳以上についても実施が可能ということと、2年に一度ではなくて、胃のX線については、年1回の実施でもかまわないということで但し書きがありますので、28年度については、従来と同じような形で実施をしていきたいというふうに考えております。

ただちょっとこの指針が出たのが、本当に2月3月ですので、ほかの町村につきましても、状況を見ながら、次の年度、その次の年度で検討していくことというふうになっておりますので、うちの村についても、ほかの町村の状況も確認しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） それでは予算書の94ページ、診療諸費の関連です。

こちらについては一般質問でもさせていただいたのですが、後継医師の問題というのは非常に村民の関心も高く、重要な政策課題であります。

実はたまたま、過去の会議録を、平成23年、これは実は当時、小田中議員が一般質問されて、実はほとんど私と同じような内容で質問されていて、後継医師の問題ですね。

そのときにも複数の情報を寄せられていたけれども、なかなか実現に至っていないと。

私がいただいた答弁と全く、ほぼ変わらない答弁で、その4年後、私が質問して、実はほぼ同じような内容でした。

これは何年も何年も同じことを繰り返していくような問題ではないと思っております。

これは非常に難しい問題だというのは一般質問のときにも申し上げた通りで、簡単に解決できる問題ではないのですけれども、やはりこれは積極的に、もう本当に待たないというつもりで、現在の常勤医師ともしっかり情報交換、年に1回2回の定期的な情報交換ではなくて、より積極的な情報交換しながら、後継医師問題に取り組みなければいけないと考えておりますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時06分

○議長（高橋和雄君） 暫時休憩を解きます。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 次、予算書102ページの衛生費についてです。

村内ではごみの有料回収ということで長年進められておまして、一般の村民に対しては、非常に周知進んでおまして、もうほとんど迷うことなく、ごみの処理、分別についてはある程度対応できていると思うのですけれども、実はある村民の方からもお話いただいたのですけれども、実は村内、事業所、それほどたくさんはないのですけれども、外国人の労働者の方が枝豆工場または中札内田舎鶏ですか、あちらの方で増えてきている。

ほかの事業所でも外国人労働者がいるということで、このごみの分別、ごみの収集に関連する外国語表記のそういった案内書とかパンフレットとか、そういったものがあると非常にありがたいというようなお話いただきました。

これは英語が通じるのかどうか、その辺のところもまで私もヒアリングしてはいないのですけれども、そのような問題があるということで、そういった実態ですか。

外国人労働者を含めた、これはごみの収集の関連だけではないのかもしれませんが、とりあえず私の方ではごみの収集に関して、外国語対応の、PR、広報資料、そういったものがあればというような要望をいただきましたので、それについての考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 外国の方が中札内に住まれて生活をされていれば当然ごみは当然同じように出るわけで、当然排出方法が、ごみステーションへの排出で、リサイクルセンターも含めて。

その排出の方法自体は何ら変わりありません。

ただ、ごみステーションの表示及びパンフレットについては、さすがに外国語表記にまではしていないのが実態です。

ただ、今大体中札内に住まわれている外国の方というのは二十数名、二十名ちょっとというところだと思いますが、それぞれ住まわれているところが、どこか会社に勤めているところが大体わかりますので、そこの担当の事業所の代表の方には、パンフレットをお渡しして、それをきちんと説明する。

またごみステーションの排出場所も、住まわれているところから限定的ということもありますので。

ただ、それは外国人の方が出したものかどうかという捉えは絶対ありますので。

ピンポイント的にそれをやるわけにはいきませんが、そういったところに住まわれていて、そこのごみステーションを使っているというケースについては、当然事業所の関係の方に口頭できちんとお話をするなり電話で連絡を取るなりして、そこでの出し方ちょっと悪いのだけれども、何とかそれを説明してくれないだろうかというお話はするようにしています。

今のところ外国表記のパンフレットなりそういったものをつくる予定は現実的にはございません。

というのは、ごみの分類自体かなりの分類になります。

単純に燃えるもの燃えないものというだけであればいいですけれども、これは燃えるのか燃えないのか。当然そういった事例が出てくれば、役場の方に事業所の関係の方から連絡をいただければ、うちとすれば、これは常時やっていることですが、きちんとご説明をして、そのものについては燃えない、このものについては燃える、これはリサイクルセンターに持っていける。

例えば、金属ごみであれば、この日に出せば無料で出せるだとか、そういった連絡は差し上げるようにはしていますので、そういった対応で今後も進めていきたいというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

先ほどの答弁ができるということで、男澤議員の答弁をお願いしたいと思います。

高桑福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（高桑佐登美君） 先ほどの男澤議員からのご質問ですけれども、まず、高齢者の肺炎球菌ワクチンが平成27年度の2月末までの実績の数になります。

まず対象者が236名で、2月末までに実施をした方が89名いらっしゃいます。

なので接種率としては37.7%になります。

それから、20歳と40歳のがん検診のクーポンの関係かと思うのですが、すいません、対象者のちょっと資料、人数がないのですが、2月末現在で、受けられた方が、子宮がん検診は、20歳の方ですね、2名です。

乳がん検診は、40歳の方にクーポンを出しますけれども、7名の方が受けられています。

すいません、手持ちの資料では対象者の人数わからないのですが、おおよそ一学年の女性の数ということになります。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 高齢者の肺炎球菌ワクチン対象者が236名で、89名でしかなかったと私としては思っているのですよね。

ですから、やはりこの高齢者に対しての肺炎球菌のワクチンを接種することによって、やはり肺炎になったときや肺炎にかかったときに重症化しないというようなことがあるの

で、もう少し積極的に接種をしてもらうような対策を行うべきでないかなと思います。

そして、その年度がもう終わりに近くになったら、接種していない人に対して、もう一度何らかのアクションを起こしたらいいのではないかなというように考えているところなのですけれども。

対象者にはきちんと接種してくださいという案内はそれぞれ出していると思うのです。

ですけれども、一度案内が来ても、なかなか置き忘れそのまま日にちが経ってしまった。

それで受けなかったという結果も人によってはあるのではないかなと思いますので、この今対象者と接種者は見ると、すごく差があるなというように思いますので、そこら辺の工夫をもう少ししてもいいのではないかなと思います。

それとあと、乳がん検診、子宮がん検診については、対象者が何名いて、それで2名、もしくは乳がんに対しては7名だったのかということがわからないので、何とも私も質問できないのですけれども、これについてもやはり、少ないのであれば、対象者に対して少ないのであれば、積極的にやはり、もう一度声掛けをしていった方がいいのではないかなというように思っております。

やはりこの乳がん、子宮がん検診によって、早期発見、早期治療に結びつくというようなことが大きくありますので、そういった工夫がこれからもされるべきではないかなというように思いますので、その点についても一度ご答弁ください。

○議長（高橋和雄君） 高桑福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（高桑佐登美君） まず、高齢者の肺炎球菌の関係ですけれども、4月5月ぐらいに個別通知をしております。

まず通知をした後、バースと受けられる方が多いのですけれども、やはり月が進んでくると下がってきまして、インフルエンザのご案内をするのが10月中ぐらいなのですが、そのご案内したときにまた、肺炎球菌の予防接種も上がってくるという状況になっております。

なので、インフルエンザのワクチンの接種の案内に合せて、また周知をするですとか、1月2月ぐらいに、間もなく3月までですよというようなご案内を個別ではないかもしれないのですけれども、広報ですとか、今年度も放送は掛けたのですけれども、ちょっとタイミングを見て周知をしていく必要があるかなというふうに思います。

がん検診のクーポンの関係ですけれども、やはり初めて健診を受ける年代の方ということでありますので、単にクーポンを受けるだけではなく、健診のパンフレットですとかもお送りをしているのですが、なかなかちょっと受診率に結びついていないというのが現状になっていきますので、ちょっと受診数を伸ばすために、またどういった働きかけができるか、内部で検討していきたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ご質問ございませんか。

よろしいですか。

なければ次に進みたいと思っておりますが、よろしいですか。

ないようですので、次に進みたいというふうに思います。

説明員が入れ替わりをしますので、暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午後 4時23分

再開 午後 4時24分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き会議を開きたいというふうに思います。

6 款農林業費、7 款商工観光費、8 款土木費についての概略説明をお願いしたいと思います。

ページは107ページから137ページまでです。

成沢産業課長、お願いをいたします。

○産業課長（成沢雄治君） 6 款農林業費及び7 款商工観光費の予算概要について、ご説明申し上げます。

特徴的なもののほか、予算に関する資料により、説明させていただきます。

はじめに、予算書6 款農林業費、予算書109ページをお開きください。

農業センター管理費、説明欄下段、備品購入費34万円は、中島農業センターの物置を購入するものでございます。

110ページをお開きください。

説明欄上段、備品購入費28万円は、地理情報システム用端末機として、みどりネット情報と農業振興地域図面情報を組み合わせ、活用するためのパソコンを購入するものでございます。

111ページをご覧ください。

説明欄上段、工事請負費440万7,000円は、堆肥化処理施設の乾燥施設の中のレールが地下凍結により傾いたことから、攪拌機の脱輪防止のため、補強工事を行うものでございます。

次の備品購入費1,900万円は、堆肥化処理施設のホイールローダーを更新するものでございます。

112ページをお開きください。

2 目農業振興事業費の減額は、主に平成27年度まで豆資料館管理費を計上しておりましたが、豆資料館を道の駅管理施設として指定管理を行うことから、予算を道の駅関連施設管理費で移行したことによるものでございます。

113ページから115ページの4目、土地改良事業につきましては、後ほど、施設課長の方からご説明を申し上げます。

117ページを開きください。

説明欄上段、牧場管理費、修繕料380万円は、西札内牧場の取水口が渇水期に枯れてしまうことから、飲み水確保のための修繕と南札内基地のトラクターを修繕を予定してございます。

118ページをお開きください。

民有林振興費、説明欄中段、補助金、未来につなぐ森推進事業は、植栽事業18.72ヘクタールに対し、380万4,000円を計上しております。

次に、7 款商工観光費、121ページをお開きください。

2 目商工観光費、説明欄上段、経営改善普及事業補助金は、商工会への経営改善普及事業にかかわる人件費、地域振興事業等に対する補助で、前年より人件費等の増加により、1,354万7,000円を計上しております。

説明欄中段、中小企業振興事業費、21節、貸付金の中小企業振興預託金は、昨年補正により1,000万円増加した6,000万円を予約し、中小企業経営をするものでございます。

122ページをお開きください。

説明欄下段、札内川園地管理費は、918万円を計上しております。

2年間、観光協会直営で実施しておりましたレストランびよろは廃止することとし、予算を前年より減少しております。

説明欄下段、園地内支障木伐採委託54万8,000円は、昨年風害によりキャンプ場内で事故が発生したため、レストハウス周辺及びキャンプ場内の支障木を伐採するものでございます。

124ページをお開きください。

道の駅関連施設管理費、説明欄中段、道の駅関連施設等管理、道の駅運営委託1,276万9,000円は、豆資料館を指定管理に加わったことにより、増額となっております。

次に、予算資料の説明をさせていただきたいというふうに思います。

28ページをお開きください。

新・元気な畑づくり事業は、1年延長し、ストーンクラッシャー事業を除いて、客土、除礫、堆肥助成を実施してまいります。

下段、地域担い手育成総合支援協議会補助金は、臭い対策として消臭効果のあると言われる資材を購入し、試験を実施してまいります。

29ページ上段、牛、サルモネラ予防接種事業は、26年度から30年までの5カ年事業で3年を迎え、4,000頭のワクチン接種を予定しております。

下段、大規模草地育成牧場、備品購入は、予算額2,603万円で、老朽化した車両、作業機を更新します。

30ページ上段、村有林整備工事は、北海道の造林事業補助金を受け、森林経営計画に基づき、植栽、下刈り、間伐、地拵えなど村有林の適正な管理を行ってまいります。

31ページ上段、消費生活対策事業101万8,000円は、消費者相談、啓発業務、相談員育成を村消費者協会に委託して実施してまいります。

下段、道の駅改修工事は、予算額4,703万3,000円で、花水山増築工事として、58.5平方メートルを増築し、地場産品の充実を図ってまいります。

また、駐車場拡張工事として、大型専用駐車場の新設、普通車両の台数の増、花水山前駐車場の廃止による休憩スペースの拡張などにより、さらなる道の駅の魅力向上を図ってまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、大和田施設課長、お願いします。

○施設課長（大和田貢一君） それでは施設課所管の予算概要を説明させていただきます。

予算書113ページをお開き願います。

農林業費のうち土地改良事業費についてですが、土地改良事業費は、総額9,582万円で、前年度対比1億9,080万円の減額となっておりますが、国営札内川第2地区かんがい排水事業の事業完了に伴う地元負担金の償還を平成27年度に一括繰上で行っていること。

道営土地改良事業札内川左岸地区は、平成27年度で完了することが大きな要因となっております。

次に114ページをお開きください。

右説明欄中段、土地改良一般経費、負担金補助及び交付金の札内川かんがい施設維持管理協議会負担金は、道営事業の完了に伴う管理施設の増加による管理経費の増額により、

前年度対比60万5,000円増の1,055万1,000円を計上しており、特定財源として954万円を農業用水を利用される受益者からの負担金で賄っております。

その下、多面的機能支払対策交付金8,411万8,000円は、村内11の活動団体に対する交付金ですが、国費負担と道費負担で75%の6,308万7,000円を特定財源として見込んでおります。

次に、説明欄下段、西札内防災ダム維持管理費総額は、前年度対比46万3,000円の減の66万円を計上しておりますが、北海道から移管を受けていた監視システムや観測機器が経年による一部機能しない状況が発生していますことから、機器の更新を行うのではなく、平成28年度からは、中島浄水場の管理と兼ねた監視員による毎日の目視や計測による管理に切り替えることとし、機器類の保守点検委託等を減額したものです。

また、湖上の管理用ボートにつきましても、移管後一度の使用もないことから、廃止することといたします。

次に、飛びまして127ページをお開きください。

8款土木費、説明欄中段、公園管理費の13節委託料、公園等樹木防除防疫委託85万9,000円は、桜六花公園樹木の適正な育成のため、新年度も継続して防除防疫を実施いたします。

委託料の一番下の桜六花公園駐車場案内看板設置委託5万4,000円は、昨年設置した展望台に誘導するための案内看板を設置するものです。

次に、15節工事請負費259万2,000円は、自然の森散策路の河川にかかわる栈橋の老朽化により、新たな栈橋に架け替えるものです。

16設原材料費、花苗等56万7,000円は、前年度の2倍の金額となっておりますが、これは桜六花公園展望台周辺に桜の捕植を行うことによるものです。

次に、128ページをお開きください。

説明欄上段、公園管理備品40万4,000円は、近年の干ばつによる公園の芝生の枯れ対策のため、不足している芝地散水用スプリンクラーを3セット購入しようとするものです。

次に、129ページ、説明欄上段、道路維持費の委託料、道路維持委託3,444万円は、通常の維持管理のほか、道路アスファルトのクラックや路肩下がりなどの補修を今年度も促進するほか、リサイクルセンターへの接続道路である西2条道路の舗装改良を行おうとするものです。

15節工事請負費421万2,000円は、道路区画線の更新を図るものです。

16設、原材料費のうち、散布用砂利421万2,000円は、砂利道の不陸整正のため散布を行うものです。

次のページ、130ページをお開きください。

説明欄中段、道路改良費、13節委託料、調査設計委託940万円は、ヴィレッジときわ野第4次分譲地造成に伴う境界杭埋設委託。

橋梁長寿命化点検のうち、大型橋梁である戸蔦大橋、札内川園地内の虹の大橋と緑橋の定期点検を外部委託で行うものです。

同じく、工事請負費、道路改良舗装工事2億2,780万円は、中島新橋橋梁補修工事2カ年目の工事の実施。

戸蔦大橋護岸補修工事、村道39号改良舗装工事550メートル、新生元更別東1線動労オーバレイ工事1,100メートル、プール建設に伴う鉄道記念公園通り改良舗装工

事 2 2メートル、ヴィレッジときわ野第4次分譲地道路改良舗装工事 4 8 4メートルを行うものです。

次に、1 3 3ページをお開き願います。

説明欄上段、定住対策費、1 9節定住促進補助金は、2, 2 4 6万6, 0 0 0円を計上しておりますが、固定資産税分交付の定住促進奨励金。

民間賃貸住宅入居者への家賃助成金、若年者移住促進奨励金、中札内スタイル住宅建設奨励金の内容となっております。

次に、1 3 5ページをお開きください。

右説明欄上段、公営住宅建設事業費、1 3節委託料の公営住宅設計委託 7 1 0万3, 0 0 0円は、居住性向上改善事業と地域優良賃貸住宅建設の実施設計を行うもので、公営住宅耐力度調査委託 7 6万1, 0 0 0円は、平成30年度、改善事業実施分公営住宅の耐力度の調査を行うものです。

1 5節工事請負費、1億6, 9 0 0万円は、若者世代の定住移住促進を目的とし、地域優良賃貸住宅1棟8戸の建設を行うものです。

2 2節補償補てん及び賠償金、移転補償費 1 8 0万円は、泉団地と上札内東団地の内部改善工事による一時移転費用の補償費を計上しております。

次に、1 3 6ページをお開きください。

営農用水道 中島浄水場管理費、右説明欄上段、修繕費 4 5 1万円は、大きな修繕として、中島浄水場塩素計及び配水池水位計の取替えに 3 7 8万円を計上しております。

次に、1 3 7ページですが、水道一般経費、右説明欄上段、1 9節負担金補助及び交付金の簡水会計工事負担金 2 7 1万1, 0 0 0円は、水道企業団との共同施設である南札内浄水場配水池の耐震化補強実施設計の営農用水水利権割合を事業元である簡水会計に負担金として支払うものです。

最後になりますけれども、黒ナンバー 1 6番の予算に関する資料では、3 0ページの下段と 3 2ページから 3 5ページ上段までが、施設課関係事務事業となっておりますが、ただいま詳細につきましても、ご説明をさせていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

以上で、施設課所管の予算概要説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで6款農林業費、7款商工観光費、8款土木費についての説明を受けました。

お諮りをいたします。

もう1時間以上過ぎましたので、普通は一服の時間なのですが、どうしましょう。

この間、6款、7款、8款ですね、この次に質問を受けたい方がわかりやすいのかなと思っ、今、皆さんにお諮らしますが。

ちょっと早いのですが、今日はこれで終わりにして、1 6日に質問を再開したいという形はどうでしょう。

そしたらそういうことで、今日はこれにて会議を終わらせていただきまして、1 6日午前 1 0時から会議を再開させていただくことで決定をさせていただきます。

それでは、明日 1 5日は休会とし、1 6日午前 1 0時から本会議を再開することに決定をしました。

これで今日は延会とさせていただきます。

延会 午後 4時42分